

税制の不公正化と闘う税務会計学研究

——税務会計学研究70年の歩み・1990年代前期・前編——

富岡幸雄

目次

- I 1990年代の活動——「公正税制志向の税務会計学」研究
——理念追求型の理想税制の建設を志向する活動——
- II 導入された消費税に対する多くの国民や世論の猛反発
——4回目の挑戦で漸く創設されたが存続が危うい——
- III 参議院に「消費税廃止・代替財源関連法案」を発議
——国民の理解と信頼を得ていないのが発議の理由——
- IV 消費税廃止法案の可決の意義と法案の主要焦点の論評
——抽象的な総論は立派だが具体策の各論は貧弱——
- V 廃止か見直しか混迷し駆け引きが続く導入後の消費税
——消費税への国民の不信と反発で与野党の対決——
- VI 導入実施直後で消費税廃止が世論となった時期の闘い
——全国各地の講演・テレビ・ラジオ・新聞で活躍——
- VII 創設された消費税の不公正を究明した論考による闘い
——消費税導入の税制改革の不公正さの徹底批判——

I 1990年代の活動——「公正税制志向の税務会計学」研究

——理念追求型の理想税制の建設を志向する活動——

1 消費税の実施と増税を批判し不公正税制と闘い理念追求型の理想税制の実施を志向する日本税制の改革

(1) 理念追求型の理想税制の創設を目指し「税制再改革」の運動に懸命に活躍した時期

1990年代は、消費税の実施に伴い国会を始め世論において、その廃止論、見直し論が提起された時期である。欠陥税制を是正し公正な税制を構築する「不公正税制是正論」、不公正税制を是正することにより想定される増収額を試算する「増収試算論」、救い難い欠陥と矛盾を抱えている不公正が極まる消費税を批判し、その廃止を目指す「消費税批判論」を展開し、消費税シフトの現実妥協型税制への墮落を厳しく批判し、理念追求型の理想税制の創設を志向し、「税制再改革」を強く要求した時期である。

日本税制の構造的欠陥を明らかにし、租税理念を基調とし、租税原則と税務会計学原理をメルクマールとした「税制再改革の基本構想」を多くの機会に精細かつ具体的に提示してきた。

(2) 誤った財政経済政策の強行を批判

所得税減税の実施と消費税増税を予定することを目的とする税制改革関連法が成立（1994年11月25日）したことで、庶民を苦しめる本格的な「重増税時代」の幕開けとなってしまった。

この村山政権による税制改革は、資産家や中高所得者の所得税と住民税の減税を賄うために、低所得者や所得税を払っていない人たちからも徴収する消費税アップという大衆増税の断行である。

しかも、問題となっている肝心な利子所得、株式や土地の譲渡所得などについての総合課税化による是正は先送りし、大企業優遇税制には全くの

手つかずであり、これを温存したままで、不公正さはさらに拡大してしまった。

これらは、1989年の消費税導入時に懸念され予め警告してきた事態の発生であり、公正と正義を貫くべき国のバックボーンである税制のあり方としては、まことに遺憾なことである。

(3) 消費税率のアップを強行し経済を衰退させ格差社会を増幅し「日本経済を駄目にする」愚策への批判

その後、長く続いた厳しい構造的不況から日本経済が漸く立ちなおりかけ、少しずつ景気が回復しかかった1997年4月に、橋本政権は大蔵省主導の財政再建を急ぐあまり「消費税率アップ」の実施を強行し、遂に、消費税率は3%から5%に引き上げられた。

消費税の増税は、税制上の不公正を拡大することで社会の歪みを増幅し好ましくない。しかも、そればかりでなくマクロ経済的にも、誤った処方であるデフレ政策である。私は、そんな間違った政策を進めることは、「日本経済を駄目にする」大変なことになるものと予測し、日本経済が崩壊の危機を招くことを予言し、警告するために所信について執筆し主張を展開してきた。

財政赤字が膨大だから増税するというのは、旧い時代の大蔵官僚的発想であり、まことに硬直的な考え方で、生きた経済政策とはいえない。

消費を刺激し、内需の回復を図り、企業活動を活性化し、経済を拡大路線に戻せば、所得税や法人税の自然増収が期待できる。それに政治改革を始め行財政改革の実施による「税金のムダ遣い」をなくし、徹底的な歳出削減の断行により、おのずから財政再建ができるのである*。

* 消費税率アップが1997年4月1日から実施されることが確実となった時期に、つまり税率アップが未だ施行されていない時から、早くも、次のさらなる消費税率アップの策動が、しかも、なかなか、しっかりした足どりで進め

られていたのである。

消費税率アップが実施された直後の1997年5月に、国民は、次の消費税率アップへの動向に嚴重な警戒が必要であることを強調し警告してきた。

(4) 「税務会計学」を超えて「総合租税学」の次元に進展

このため日本税制の構造的欠陥を明らかにし、租税理念を表現する租税原則と税務会計学原理を基調とした公正税制の実現を目指した「税制再改革の基本構想」を精細に提案してきた。

この時期は、税務会計学研究が成熟し、学問的には「税務会計学を超えて」さらに広く、次第に「総合租税学」の次元に進化し、不公正税制と闘い、「理念追究型理想税制」の実現を目指したのである。

(5) 「公正税制志向の税務会計学」と称すべき時代

この時期は、これまで永年にわたり集積してきた学問的研究の成果と信念を基盤として、救い難い欠陥と矛盾を抱えている消費税シフトに狂奔する政治権力と厳しく対決し税制改革の激動の嵐に対応した。

この意味で、この時期は、私の税務会計学研究における研究タイプの区分としては、まさに、不公正な税制を是正し、公正税制の構築を目指す「公正税制志向の税務会計学」研究といえる時代である。

2 1990年代の10年間の行動と研究活動

(1) 主要の職務

1995年3月 中央大学を定年退職

1995年4月 中央大学名誉教授

1995年4月 富岡総研代表

(2) 学会研究報告

1991年12月 消費税の実態と問題——税務会計学からの問題提起——

『消費税の実態・資産課税』租税理論研究叢書、第2号、

- 1992年11月（日本租税理論学会第3回大会「シンポジウム・消費税の実態と問題」研究報告，於立命館大学）
- 1992年9月 ボーダレス・ワールドでの税務会計の課題——国際秩序の形成力としての機能——『現代社会と会計』黒澤清先生追悼記念論文集，1994年3月（日本会計研究学会第51回大会「自由論題」研究報告，於札幌学院大学）
- 2000年11月 政府税調「中期答申」の批判と今後の課題『環境問題と租税』租税理論研究叢書，第11号，2001年11月（日本租税理論学会「臨時研究会」研究報告，於中央大学）

(3) 主要な著作

- 1992年3月 背信の税制——サラリーマン・生活者いじめの構造
講談社
- 1993年7月 税務会計論講義
中央経済社
- 1993年11月 歪んだ税を斬る——勤労所得税ゼロ・消費税ゼロでも国は成り立つ
徳間書店
- 1994年9月 税制再改革の基本構想——「税の公正化」へのチャレンジ
ぎょうせい
- 1995年2月 背信の税制——庶民いじめの構造（講談社文庫）
講談社

II 導入された消費税に対する多くの国民や世論の猛反発

——4回目の挑戦で漸く創設されたが存続が危うい——

1 消費税に漂う悪夢と葛藤により繰り返された導入をめぐる因果な挫折の歴史

大型間接税である付加価値税型の消費税は，導入をめぐり挫折を繰り返してきた。1回目は，1948（昭和23）年から14カ月間の短命であった「取引高税」の失敗，その後の30年近く，税制改革において一般に議論になら

なかった。

2 回目は、1970年代に入り 2 度にわたる石油ショックの結果により低迷する日本経済の梃入れのため国債発行が繰り返され、財政危機が深刻化し「一般消費税」が1979（昭和54）年に大平正芳政権により企てられたが、各界の反対で導入を断念することを余儀なくし軌道修正をした。にも拘らず10月7日の総選挙において、与党自民党は大敗した。この一般消費税導入の失敗を受け半年後に、大平首相が急逝するという悲劇も発生した。その時の失敗は、その後、政治家の脳裏にトラウマとして残り、付加価値税は政治的にタブー視されることとなった。

消費税導入への 3 回目の挑戦は、中曽根康弘政権による「戦後政治の総決算」の一環としての「シャープ税制以来の抜本改革」として「売上税」という名称で導入が企てられた。しかし、1986（昭和61）年7月に実施された衆参同日選挙に向けたキャンペーン中の6月14日、中曽根総理は、「国民が反対し、党員も反対するような大型間接税と称するものは、やる考えはない。」と発言した。多くの国民は、この中曽根発言を信じ、消費税の導入はないものと考え自民党に投票し選挙は自民党が大勝利を獲得した。

ところが、選挙後、一転して日本型付加価値税である売上税の導入が企てられた。これがウソツキ発言という事件として報道された。そのため公約違反としてマスコミと一般国民から厳しく追及された。

売上税を含む税制改革法案は、1987（昭和62）年2月に国会に提出されたが売上税反対の動きが激化し、いわゆる「売上税騒動」という社会現象が発生した。結局、一度も審議されずに5月2日遂に廃案となった。8年前の一般消費税から続く挫折であり、政府・大蔵省・政府税調の関係者の間で大きな失望感が漂うこととなった。

消費税は 4 度目の挑戦により、1989（平成元）年4月に竹下登政権によ

ってやっとの思いで導入された。大平政権による一般消費税の挫折から10年目のことである。過去3度の失敗から国民の反発の強かった新型間接税の導入だけに、その実現には政治的に多大の犠牲が払われた。その制定過程は従前にその例をみない異常なものであった。

竹下政権は、所得税・法人税・相続税の大幅な減税と抱き合わせで、新型間接税である「消費税」が既存間接税の廃止と一体となって提案された。消費税創設による5.4兆円の税収は、所得税・法人税・相続税などの大幅な減税と組み合わせられ、結果的には、逆にネット減税2.6兆円にするという形にし目立たないようなカラクリが工夫されたのである。これは、新税に対する国民の反対を懐柔する狙いであった。これらの増減税のパッケージは、税制改革関連6法案として、1988（昭和63）年7月に臨時国会に提出された。

国会での法審議はリクルート事件などの案件もあり、なかなか進行しなかったが、11月16日に衆議院で、民社・公明両党の賛成を得て、なんとか法案は可決された。参議院においても審議は難航し、社会党・共産党の「牛歩戦術」もあり、採決に25時間も要し、ようやく12月24日に可決され、12月30日に正式に法律が公布され、翌1989（平成元）年4月1日に消費税がこの国に初めて導入されることとなった。

2 消費税導入に対するマスコミの批判や国民世論の反発で存続自体が揺るがされかねない不安定な状態

新型間接税としてのこの消費税の内容は、その導入を急ぐあまり、政治的に安易な妥協を重ね、国際基準には遠く及ばない代物になっている。簡易課税の適用範囲が広いほど、非課税水準が高いほど、非課税品目が多いほど、不公平な税負担が生じることになる。インボイスがないこと、外税か内税かを裁量制にしたことなど、多くの問題をかかえながらの出発とな

った。

消費税を含む税制関連 6 法案が可決された翌日、マスコミから、竹下政権の政治謀略と手法に対し、次のような厳しい批判が出された。

「国会の舞台裏での手練手管と体系のない『バラマキ福祉』で一部の野党の顔をたてながら、関連法案の成立だけを目指した自民党と、消費税の仕組みについてロクな質問もしなかった野党、特に公明・民社両党の共同製作である」（『日本経済新聞』1988年12月25日「社説」）。

消費税の施行直後の世論調査によれば、82%が反対を表明し、65%が廃止の要求をした（4月13日、共同通信全国調査）。

政府は消費税発効後 1 カ月の時点で、「消費税は総じて大きな混乱もなくスムーズに実施されている」という見解を示したが、これに反し、国民の間には「政局を揺るがす強い拒否反応」もひろまっていた。

消費税がスムーズに実施されなかったことの現れとして地方議会の多くが自治省の要請にも拘らず、消費税廃止・見直し・実施延期等の決議をしていることである。

地方自治体が納税義務を持つ公共サービスの料金の改訂を 4 月 1 日から行い、消費税の転嫁を行った自治体は政令指定都市のうちでは 1 市のみであり、市町村レベルでは大阪9.3%、千葉11.3%、東京19.5%という低い実施率であった。

消費税は導入され実施されたが、中曽根政権の時代に国民だましで獲得した議席のもので、狡猾な政治謀略によるばかりでなく、与党の数をバックとしての強行採決に続く強行採決により導入されたいまわしい制定の経緯から国民になかなか素直に受け入れられないものとなってしまった。

この当時、政治的には相当の混乱が生じ、消費税の存続が揺るがされかねない不安定な状態が暫く続くことになった。その背景にはリクルート事件の拡大など税財政以外の分野での異常な事態の推移があった。

3 竹下政権の退陣と参議院選挙で与党自民党の歴史的大敗と消費税についての国民の不満の受け皿となり野党社会党の大勝

消費税を含む税制改革関連 6 法案が成立した直後の1988（昭和63）年12月27日に竹下総理は内閣改造を行ったが、新任の大臣が2人ともリクルート社からの政治献金の受領の責任をとって辞任し、1989（平成元）年4月25日には、竹下総理自身がリクルート社からの資金供与に関連して、平成元年度予算の成立後に辞職することを明らかにした。予算は4月28日に衆議院本会議で与党単独採決により可決され、5月27日に自然成立した。竹下内閣は6月2日に総辞職し、6月3日に宇野宗祐内閣が発足した。

消費税導入後の最初の参議院通常選挙が1989（平成元）年7月23日に宇野総理のもとで行われたが、宇野総理は個人的なスキャンダルで国民の糾弾を受け、これにリクルート、消費税の3つの逆風で与党自民党は、改選69議席に対して36議席と激減し歴史的な大敗をした。一方、野党社会党は22議席に対して46議席を獲得し大勝した。

与党自民党は、これにより参議院は過半数を大幅に割り込む少数与党に転落した。宇野内閣は8月9日に総辞職し、8月10日に海部俊樹内閣が発足した。

地滑りのように勝利した現象を土井たか子社会党委員長は「山が動いた」と表現したが、消費税についての国民の不満と怒りの反応であったといえよう。

Ⅲ 参議院に「消費税廃止・代替財源関連法案」を發議

——国民の理解と信頼を得ていないのが發議の理由——

1 野党による消費税廃止関連法案を参議院に提出され審議が進行

社会党をはじめとする野党サイドは、参議院選挙の結果に勢を得て消費税の廃止に動き出した。社会党を中心に公明・民社・社民連および連合の

政策担当者が集まって、消費税廃止と税制再改革法の作成が行われた。

1989（平成元）年9月28日に第116回臨時国会が召集されると、参議院の社会・公明・民社・社民連の4党は共同で、「消費税法を廃止する法律案」、「消費譲与税法を廃止する法律案」、「地方交付税法の一部を改正する法律案」及び「税制再改革基本法案」の4法案を参議院に提出した。

次いで、10月26日野党4党は、消費税廃止に伴う代替財源関連法案として「法人税等の一部を改正する法律案」、「通行税法案」、「物品税法案」、「入場税法案」および「地方法税の一部を改正する法律案」の5法案を参議院に提出した。

2 消費税廃止法案の内容

消費税廃止関連法案のうち「消費税法を廃止する法律案」は、次のようである。

消費税法を廃止する法律案

右の議案を發議する。

平成元年9月28日

發議者

久保 亘 佐藤三吾 梶原敬義 小川仁一

峯山昭範 太田淳夫 笹野貞子 勝木健司

賛成者

（氏名は省略）

参議院議長 土屋義彦殿

消費税法を廃止する法律

消費税法（昭和63年法律第108号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成2年4月1日から施行する。

（旧消費税法に規定する経過措置の効力）

第2条 この法律による廃止前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）附則第21条から第27条まで、第33条、第35条、第38条、第40条、第42条、第44条、第49条、第51条、第53条、第56条、第58条、第61条及び第65条（消費税の創設による関係法律の改廃に伴う経過措置）の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

（消費税法の廃止に伴う一般的経過措置）

第3条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に国内（旧消費税法第2条第1項第1号（定義）に規定する国内をいう。以下この条並びに附則第10条、第11条、第14条及び第15条において同じ。）において事業者（同項第4号に規定する事業者をいう。以下この条並びに附則第5条、第6条、第9条から第11条まで、第14条及び第15条において同じ。）が行った資産の譲渡等（同項第8号に規定する資産の譲渡等をいう。附則第5条から第8条まで及び第17条において同じ。）及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れ（同項第12号に規定する課税仕入れをいう。附則第8条、第10条から第13条まで及び第17条において同じ。）並びに施行日前に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。附則第10条から第13条まで及び第17条において同じ。）から引き取られた外国貨物（同項第10号に規定する外国貨物をいう。）に係る消費税については、なお従前の例による。

（継続供給等に係る課税資産の譲渡等に関する経過措置）

第4条 継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号（定義）に規定する電気通信役務をいう。）で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等（旧消費税法第2条第1項第9号（定義）に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条並びに附則第12条から第15条まで及び第37条において同じ。）で施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるもの（当該料金の支払を受ける権利の確定される日が平成2年4月30日以前であるものでその直前の料金の支払を受ける権利が確定した日が同年3月1日前であるもの（以下この条において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあっては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分）については、当該確定された料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲

渡等にあつては、当該確定された料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。)に係る課税資産の譲渡等は、施行日に行われたものとみなす。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第5条 事業者が施行日前に割賦販売等(旧消費税法第15条第1項(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する割賦販売等をいう。以下この条において同じ。)の方法により行った資産の譲渡等(旧消費税法第15条の規定の適用を受ける割賦販売等にあつては、同条の規定により施行日前行われたものとされる資産の譲渡等に限る。)に係る消費税については、なお従前の例による。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第6条 事業者が施行日前に延払条件付販売等(旧消費税法第16条第1項(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する延払条件付販売等をいう。以下この条において同じ。)の方法により行った資産の譲渡等(旧消費税法第16条の規定の適用を受ける延払条件付販売等にあつては、同条の規定により施行日前行われたものとされる資産の譲渡等に限る。)に係る消費税については、なお従前の例による。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第7条 旧消費税法第17条第1項(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)の規定により施行日の前日までに終了する課税期間(附則第9条第1項の規定の適用がないものとした場合における旧消費税法第19条(課税期間)に規定する課税期間をいう。)において行ったものとされる資産の譲渡等に係る消費税については、なお従前の例による。

(第8条から第56条は省略)

理 由

消費税は、広く国民の理解と信頼を得た上で創設されたものとはいい難く、また、現在においても多くの問題を指摘される等国民に広く受け入れられているとはいえない状況にあることにかんがみ、消費税を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行により歳入減となる見込額
この法律の施行により歳入減となる額は、平年度約5兆9400億円の見込みである。

3 税制再改革基本案の内容

消費税廃止関連法案のうち「税制再改革基本法案」は、次のようである。

税制再改革基本法案
右の議案を發議する。
平成元年9月28日
發議者
久保 亘 佐藤三吾 梶原敬義 小川仁一
峯山昭範 太田淳夫 笹野貞子 勝木健司
賛成者
参議院議長 土屋義彦殿

税制再改革基本法
目次
第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 税制再改革のための環境整備（第3条）
第3章 税制再改革の基本となる原則及び方針（第4条・第5条）
第4章 国民税制改革協議会（第6条—第8条）
附則
第1章 総則
（目的）
第1条 この法律は、消費税の創設を中心とする先の税制改革に代えて行う税制の改革（以下「税制再改革」という。）の趣旨、環境整備、基本原則及び基本方針を示し、かつ、税制再改革の具体的な措置について調査審議を行う国民税制改革協議会を設置することにより、税制再改革について広く国民の理解と協力を得るとともに、税制再改革の確実かつ円滑な推進に資すること

を目的とする。

(税制再改革の趣旨)

第2条 税制再改革は、消費税の創設を中心とする先の税制改革が広く国民の理解と信頼を得た上で行われたものとはいいい難い状況にかんがみ、かつ、消費税が廃止されることを踏まえ、国民の合意に基づき、改めて我が国の現在及び将来の経済社会に対応する税制を確立するために行うものとする。

第2章 税制再改革のための環境整備

第3条 税制再改革に当たっては、当該税制再改革が国民に理解されるとともに、それにより確立される税制が国民の信頼を得るものとなるため、次のような環境が整備されなければならない。

- 一 事務及び事業の見直し、行政情報公開の推進、行政監視制度の充実、行政機能の充実を確保した上での公務員総数の抑制、歳出の見直し等についての構想が明らかにされ、行政及び財政の改革が一層推進されること。
 - 二 国民の広範な議論を経て確立される社会保障に関する総合的な長期ビジョンに基づき、医療、年金、福祉等に関する総合計画が策定され、来たるべき高齢化社会における社会保障と国民の負担との在り方についての国民の合意の形成が図られること。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する環境を整備することに努めなければならない。

第3章 税制再改革の基本となる原則及び方針

(税制再改革の基本原則)

第4条 税制再改革は、次に掲げることを基本原則として行うものとする。

- 一 国民に広く意見を述べる機会が与えられるとともに国民に情報が公開される等の民主的な手続により形成された国民の合意に基づくこと。
- 二 国民の租税に対する信頼を確立するため、税負担の公正及び公平を確保すること。
- 三 経済社会の変化に対応することができる総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視し、かつ、応益負担原則にも適切に配慮した上で、直接税を主とし、間接税を従とすることを堅持し、所得、資産、消費等に対する課税についての均衡ある税体系の構築を図ること。
- 四 地方自治の本旨に基づき安定した地方財政の確立を図り、地方分権及び地方自治の発展に資すること。
- 五 税制の社会的再分配機能が十分に発揮されるよう配慮し、税制が活力の

ある福祉社会を支える基盤となるように図ること。

（税制再改革の基本方針）

第5条 税制再改革は、次に掲げるものを基本的な柱とする税体系の構築を目指して行うものとする。

- 一 社会保険診療報酬課税の特例、みなし法人課税、公益法人課税の特例、企業に対する課税における各種の特例等の租税特別措置等の抜本的な整理及び合理化が図られるとともに、納税環境の整備が推進されることにより、税負担の不公平が払しょくされていること。
- 二 次に掲げる課題に対処した上で、所得、資産、消費等に対する均衡のとれた課税がなされていること。
 - イ 国民のプライバシーの保護に十分留意した納税者番号制度の導入等を検討することにより総合課税を一層推進する等所得税体系の再構築を図ること。この場合において、低所得者及び中堅所得者の勤労意欲及び貯蓄構造を損なわないための措置を併せて講ずること。
 - ロ 経済取引の国際化及び経済構造の変化に対応する等法人税体系の合理化及び適正化を図ること。
 - ハ 土地の有効かつ合理的な利用に関する基本的施策を踏まえて土地の譲渡所得課税及び保有課税の見直しを行う等資産性所得課税及び資産課税の適正化を図ること。この場合において、小規模宅地等についての税負担を軽減する措置を併せて講ずるとともに、土地の適正かつ合理的な評価制度の在り方について検討を加え、その結論を得ること。
- ニ 間接税が直接税を補完する地位にあるべきことを踏まえ、国及び地方の個別間接税の整理及び合理化を図るとともに、サービス、流通等に対する適正な課税の在り方について検討を加え、その結論を得ること。
- 三 地方分権及び地方自治の基盤としての地方財政の確立のため、国及び地方の税源配分の見直しによる地方税源の拡充及び財政調整制度としての地方交付税制度の充実に配慮されていること。

第4章 国民税制改革協議会

（設置及び所掌事務）

第6条 国民の合意に基づく税制再改革を実現するため、総理府に、国民税制改革協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、税制再改革の基本となる原則及び方針に従い、税制再改革として行うべき具体的な措置について調査審議する。

(組織等)

第7条 協議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び国民各層を代表する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(報告等)

第8条 協議会は、設置後2年以内を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣に対し、報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施工する。

(税制改革法の廃止)

2 税制改革法(昭和63年法律第107号)は、廃止する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)の一部を次のように改正する。

第1条第19号の7の次に次の1号を加える。

19の8 国民税制改革協議会委員

理 由

税制再改革について広く国民の理解と協力を得るとともに、税制再改革が確実かつ円滑に推進されることに資するため、税制再改革の趣旨、環境整備、基本原則及び基本方針を示し、かつ、税制再改革の具体的な措置について調査審議を行う国民税制改革協議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 消費税廃止に伴う代替財源関連法案の内容

野党4党が1989（平成元）年10月26日に参議院に提出した消費税廃止に伴う代替財源関連法案のうち「法人税法等の一部を改正する法律案」は、次のようである。

法人税法等の一部を改正する法律案

右の議案を發議する

平成元年10月26日

發議者

久保 亘 佐藤三吾 梶原敬義 小川仁一
峯山昭範 太田淳夫 笹野貞子 勝木健司

賛成者

（氏名は省略）

参議院議長 土屋義彦殿

法人税法等の一部を改正する法律

（法人税法の一部改正）

第1条 法人税法（昭和40年法律第34号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項及び第3項第1号中「100分の80」を「100分の60」に改める。

第54条第1項中「計算した金額」の下に「の100分の80に相当する金額」を加える。

第93条第2項第2号イ中「100分の80」を「100分の60」に改める。

（相続税法の一部改正）

第2条 相続税法（昭和25年法律第73号）の一部を次のように改正する。

第16条の表中

5億円を超える金額 100分の70を

5億円を超え10億円以下の金額 100分の70

10億円を超える金額 100分の75

に改める。

第18条中「100分の70」を「100分の75」に改める。

第21条の7の表中

7000万円を超える金額	100分の70を
7000万円を超え1億円以下の金額	100分の70
1億円を超える金額	100分の75

に改める。

(以下の第3条の酒税法, 第4条のたばこ税法, 第5条の有価証券取引税法について, それぞれの一部改正については省略)

次に、「法人税法等の一部を改正する法律」のうちの「租税特別措置法の一部改正」において法人税法についての改正の主要部分を掲げると次のようである。

第42条の次に次の章名及び節名を付する。

第3章 法人税法の特例

第1節 法人税率等の特例

第42条の2及び第42条の3を次のように改める。

(法人税率の特例)

第42条の2 法人税法第2条第9号に規定する普通法人（以下この条及び次条において「普通法人」という。）又は人格のない社団等の各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第66条第1項及び第143条第1項中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

2 内国法人である普通法人の清算中の各事業年度に関する法人税法第102条の規定の適用については、同条第1項第3号中「100分の37.5」とあるのは、「100分の40」とする。

3 内国法人である普通法人が解散（合併による解散を除く。）又は合併をした場合における清算所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第99条第1項又は第115条第1項中「100分の33」とあるのは、「100分の35.2」とする。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)

第42条の3 内国法人（人格のない社団等を除く。次条第4項において同じ。）が各事業年度に係る利益の配当（商法（明治32年法律第48号）第293条ノ5

第1項に規定する金銭の分配を含む。以下この項及び次条において同じ。）又は剰余金の分配をした場合において、当該利益の配当又は剰余金の分配の金額で、当該事業年度の所得の金額（次条の規定を適用しないで計算した場合の所得の金額とし、益金の額に算入しない配当等の金額（法人税法第23条の規定により益金の額に算入しない金額をいう。以下この項及び次条において同じ。）を含む。）のうちから配当又は分配をしたものとして政令で定める金額（次条第1項において「所得等からした配当等の金額」という。）が当該益金の額に算入しない配当等の金額を超えるときは、その超える金額に相当する当該事業年度の所得の金額（以下この条において「軽減税率適用所得金額」という。）については、同法第66条第1項から第3項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる税率により、法人税を課する。

- 一 普通法人 100分の35（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が1億円以下であるものの軽減税率適用所得金額のうち年800万円以下の所得の金額から成る部分の金額については、100分の25）
 - 二 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等 100分の25
- 2 普通法人の軽減税率適用所得金額のうち年800万円以下の所得の金額から成る部分の金額は、当該軽減税率適用所得金額に、当該事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 第1項の規定の適用がある場合において、法人税法第67条の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項又は第2項及び租税特別措置法第42条の3第1項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」と、同条第2項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項又は第2項及び租税特別措置法第42条の3第1項」と、同法第69条第1項の規定の適用については、同項中「第66条第1項から第3項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「第66条第1項から第3項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）及び租税特別措置法第42条の3第1項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」と、同法第72条第1項の規定の適用については、同項第2号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第42条の3第1項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）の規定を適用」と、同法第74条第1項の規定の適用については、同項第2号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税

額の計算)及び租税特別措置法第42条の3第1項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)」とする。

第42条の4の前に次の1条及び節名を加える。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等)

第42条の3の2 内国法人(第3項に規定するものを除く。)が各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額が、所得等からした配当等の金額(当該各事業年度において欠損金額がある場合には、益金の額に算入しない配当等の金額に係るものとして政令で定める金額)を超える場合には、その超える金額の100分の12.5に相当する金額は、法人税法第23条の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する欠損金額は、各事業年度の損金の額が同項の規定を適用しないものとした場合における当該事業年度の益金の額を超える場合のその超える損金の額をいう。

3 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等その他法令の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配をしないものとされている法人又は人格のない社団等が各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額がある場合には、当該金額の100分の12.5に相当する金額は、同法第23条の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 清算中の内国法人(法人税法第2条第6号に規定する公益法人等を除く。)が内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託(同法第2条第28号に規定する証券投資信託をいう。)の収益の分配の金額(同法第24条の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。以下この項において「配当等の金額」という。)を受けた場合における当該清算中の内国法人に対する同法第93条の規定の適用については、同条第2項第2号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から、当該金額のうち配当等の金額に係る部分の金額の100分の12.5に相当する金額を控除した金額とする。

(以下の条文の掲載は省略)

IV 消費税廃止法案の可決の意義と法案の主要焦点の論評

——抽象的な総論は立派だが具体策の各論は貧弱——

1 消費税廃止関連法が可決されたことの歴史的意義

野党4党が共同で参議院に提出した消費税廃止関連法案と消費税廃止に伴う代替財源関連法案は、与野党対決で白熱的な激しい論議が行われたが、遂に1989（平成元）年12月11日の参議院本会議で可決され衆議院に送付された。

これは、政府与党により強行導入で実施された消費税に対する国民の不満の受け皿として野党社会党が参議院選挙で大勝し参議院で多数の議席を獲得したことによる結果であるが、1院とはいえ国会で可決された意義は大きく、歴史的事実である。

2 消費税法を廃止する法律の発議理由

消費税の廃止を目的とした「消費税法を廃止する法律案」を発議した理由として、次のことを明言している。

- ① 消費税は、広く国民の理解と信頼を得た上で創設されたものとはいえないこと。
- ② 消費税は、現在においても多くの問題を指摘されていること。
- ③ 消費税は、国民に広く受け入れられているとはいえない状況にあること。

消費税が導入され実施されてから約半年目の当時として、まことにもっとも納得できる廃止提案の理由であるといえる。

3 税制再改革基本法の発議の趣旨と構成の特徴

注目すべきは、先の国会で制定された「税制改革法」（昭和63年法律第107

号)は廃止し、消費税廃止関連法案のうちに、「税制再改革基本法」という独自の基本法の制定を打ち出して「税制再改革」について、その基本構想を体系的に提示し、その理念と哲学を明らかにしていることである。このことは、その趣旨とともに評価できる。

発議された「税制再改革基本法」は、以下のような構造による構成となっている。

(1) 税制再改革の趣旨——その制定の狙い

- ① 消費税の創設を中心とした政府与党による先の税制改革が広く国民の理解と信頼を得た上で行われたものとはいい難い状況であることが前提認識になっていること。
- ② 消費税の創設を中心とした政府与党による先の税制改革に代えてこれを「やり直す」ために行う税制の改革が「税制再改革」であること。
- ③ 消費税が廃止されることを踏まえて、「税制再改革」は、国民の合意に基づく税制の改革であること。
- ④ 「税制再改革」は、改めて我が国の現在および将来の経済社会の変化に対応する税制を確立するために行うものであること。

このように抽象的な表現ではあるが、その趣旨は、当然のことながら適切で妥当であると評価できる。さらに、税制再改革は政府与党の消費税導入を主眼とする先の税制改革により混迷し歪んでしまった税制を立て直すことであるから、目指すべき租税理念と再改革ビジョンを明示するとよかったと思われる。

(2) 税制再改革のため前提となる環境整備

- ① 行財政改革が一層推進されること。つまり国の事務および事業の見直し、行政情報の公開の推進、行政監視制度の充実、行政機能の充実を確保した上での公務員総数の抑制、歳出の見直等についての構想が明らかにされていること。

② 高齢化社会における社会保障と国民負担とのあり方について国民の合意の形成が図られること。つまり国民の広範な議論を経て確立される社会保障に関する総合ビジョンに基づき、医療、年金、福祉等に関する総合計画が策定されていること。

(3) 税制再改革の基本原則——その理念と基本哲学

① 税制再改革は、民主的な手続により国民の合意に基づくものであること。つまり国民に広く意見を述べる機会が与えられるとともに国民に情報が公開されるもとで税制の改正が行われること。

② 税制再改革は、国民の租税に対する信頼を確立するため、税負担の公正と公平を確保すること。

③ 税制再改革は、総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視しながら応益負担原則にも適切に配慮すること。

④ 税制再改革は、直接税を主とし、間接税を従とすること。

⑤ 税制再改革は、所得、資産、消費等に対する課税について均衡のある税体系の構築を図ること。

⑥ 税制再改革は、地方財政の確立を図り、地方分権及び地方自治の発展に資する税制の改革であること。

⑦ 税制再改革は、税制が所得と富の社会的配分の機能が十分に発揮できるように配慮し、活力のある福祉を支える基盤となるように図ること。

このように税制再改革にあたっての基本原則を体系的かつ網羅的に表現していることは、極めて適切であり、高く評価できる。

(4) 税制再改革の基本方針

税制再改革の基本方針と表現しているが、ここでは当面の税制再改革の対象事項となるべき不公正税制とみられる事象を挙げているように思われる。

税制再改革の「基本的な柱とする税体系の構築」を目指す事象として、次の事項をあげている。

- ① 社会保険診療報酬課税の特例、みなし法人課税、公益法人課税の特例、企業課税における特例等の租税特別措置等の抜本的な整理と合理化を図ること。つまり税負担の不公平を解消することが主眼である。
- ② 次の課題に対処し、所得、資産、消費等に対し均衡のとれた課税がなされていること。
 - (i) 総合課税を一段と推進するなど所得税体系の再構築を図ること。
このため国民のプライバシーの保護に十分に留意した納税者番号制度の導入等を検討すること。
 - (ii) 経済取引の国際化と経済構造の変化に対応するなど法人税体系の合理化と適正化を図ること。
経済のグローバル化の進展に伴い多国籍企業の国境を越えた租税回避であるタックス・ヘイブンへの税の逃避、外国税額控除制度の欠陥の悪用やトランスファー・プライシングによる税の海外流出等について、もう少し踏み込んで取り上げ、崩壊している企業課税に対して欠陥是正による再建の必要性和改革のための課題を明示すべきであったと考える。
 - (iii) 土地の譲渡所得課税や保有課税の見直しを行うなど資産所得課税と資産課税の適正化を図ること。
 - (iv) 個別間接税の整備合理化を図るとともに、サービスや流通等に対する適正な課税のあり方について検討し結論を出すこと。
このように各分野についての改革方向は抽象的なものにとどまっているが、我が国の税制が直面している緊急に改革の柱となる主要事象はあげており、適切な取り上げ方であると思われる。
- ③ 地方交付制度の充実に配慮すること。地方分権と地方自治の基盤と

しての地方財政の確立のため、国と地方の税源配分の見直しによる地方財源の拡充と財政調整制度の適正化が求められるとしていること。

(5) 国民税制改革協議会の設置

税制再改革として行うべき具体的措置について調査審議するため国民税制改革協議会を設け総理府に置くことを定めている。協議会は50人以内の委員で組織し、委員は学識経験者と国民を代表する者のうち、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

(6) 消費税廃止に伴う代替財源関連法としての「法人税法等の一部を改正する法律案」の焦点と論評

消費税廃止に伴う代替財源として法人税法の一部を改正して次のような措置をすることとしている。

- ① 受取配当金等の益金不算入（法人税法第23条）については、受入配当等の額のうち「80%」の益金不算入割合を「60%」に圧縮する。
 - ② 賞与引当金（法人税法第54条）については、所定の繰り入れ限度額を「80%」に圧縮する。
 - ③ 解散による清算所得の金額の計算（法人税法第93条）については、清算中の受取配当等の額のうち「80%」の益金不算入割合を「60%」に圧縮する。
 - ④ 法人税率の特例（租税特別措置法第42条の2）については、各事業年度の所得に対する法人税の税率（法人税法第66条）と外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率（法人税法143条）「37.5%」を引き上げて「40%」にする。
 - ⑤ 清算中の各事業年度の法人税率「37.5%」を引き上げて「40%」とする。
 - ⑥ 清算所得に対する法人税率「33%」を引き上げて「35.2%」とする。
- このように消費税廃止に伴う代替財源として法人法の再改正は、受取配

当金の益金不算入割合の圧縮と賞与引当金の繰り入れ限度額の圧縮を一律に若干の幅でしているのと、法人税率の特例として、税率の若干の引き上げをすることとしているが、税制再改革による不公正税制の是正としては、余りにも単純で、前に掲げた「税制再改革の基本原則」の高邁な思想とは甚だ大きく乖離しており驚くほど内容の乏しい粗雑なものといわざるを得ない。

日本の法人税である企業課税の問題は、税率にあるのではなく課税ベースと税額がタックス・イロージョンとタックス・シェルターにより欠落し、縮小化していることであり、これにタックス・ギャップが加わり、ズタズタに歪められて「変貌化」していることである。

しかし、企業課税における課税ベースの計測は極めて専門技術的で複雑膨大なメカニズムになっており、多様な企業のビヘイビアに対応する仕組みであり一般の人々には容易に近より難い存在となっている。

このためスタッフとして官庁組織を持たない野党による消費税の廃止という大きな法案の発議による提出法案の条文の構成には技術的作業において難渋したものと思われる。その意味において社会党を中心とする野党の発議者となった議員諸公が多大な尽力により膨大な分量にわたる複雑な消費税廃止関連法案と代替財源関連法案を作成し発議して厳しい国会審議を克服したうえで可決にまで持ち込んだことには敬意を表したい。

V 廃止か見直しか混迷し駆け引きが続く導入後の消費税

—消費税への国民の不信と反発で与野党の対決—

1 消費税廃止関連法案と消費税廃止に伴う代替財源関連法案は参議院で可決されたが衆議院では審議未了で廃案

参議院選挙の後、社会党を中心とする4野党は、第116回臨時国会が召集されると共同で参議院に「消費税廃止関連4法案」を1989（平成元）年

9月28日に発議し提出した。

参議院では、法案発議の中心となり、法案作り方から国会で与党自民党側の総攻撃を受け止めて国会審議での“立役者”として、“野党の大蔵大臣”とたたえられた久保亘議員を始め、発議者はふだんは閣僚の座る席で与党自民党の議員の廃止法をめぐる質問を受けて立った。審議は極めて激しいものであり、廃止法の趣旨や内容についての論議もあったが、どちらかといえば野党側が作成した法案の条項について作成者による技術的弱点についての“揚げ足とり”的な嫌味に溢れた質問が多く発せられ、これに答える発議者は、ご苦労が多かったようであった。

法案審議の途中である10月26日に4野党は「消費税廃止に伴う代替財源関連5法案」を追加して発議し提出した。与党議員の厳しい質問に対応しながら廃止法審議の主役となった久保議員らの奮闘と努力により、9法案は12月11日の参議院本会議で可決されるに至った。

続いて衆議院では、12月12日の本会議で趣旨説明と質疑を行った。しかし与党が過半数を占める衆議院では審議未了となり、臨時国会の終了とともにすべて廃案となった。

衆議院で野党側がそろって審議入りに難色を示した。審議をすれば、自民党の税制通にたたかれ、総選挙を前にしてせっかく参議院を通った法案がぼろぼろにされるとの思いがあったためである。消費税はそのまま存置されることになった。しかし、このように消費税が廃止の直前までに至った事態は、消費税に対する国民の強い反発の現れであったといえるのである。

2 参議院選挙の翌年の衆議院総選挙では与党自民党が絶対多数を越える議席を確保し消費税の存続は続行

やがて、1990（平成2）年になると、衆議院議員の任期は半年を残すだけとなった。海部内閣は1月24日に衆議院を解散し、総選挙は2月18日に

行われた。

総選挙では、自民党は若干の議席減となったが286議席を得て絶対多数をかなり上回る数を確保した。消費税廃止の先頭に立った社会党は、82議席から140議席へと大きく躍進した。この時、公明党、共産党、民社党などの野党は、いずれも10議席前後を失った。

総選挙後の第118回特別国会で、海部総理は3月2日に施政方針演説を行い、その中で消費税について次のように述べた。

「消費者の立場、生活重視の思想に立脚しつつ、思い切って見直し、既にその内容を決定したところであります。今後、早急に改正法案を国会に提出し、各党各会派の御審議を得て成立を期し、さらに新税制の定着に全力を尽してまいります。」

これに基づいて政府は、3月6日に「消費税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。飲食料品について小売段階を非課税とし、そのほか入学金、教科用図書、個人用住宅の家賃を非課税とするものであった。

一方、社会党をはじめとする野党4党は、4月19日に消費税廃止関連4法案を衆議院に提出した。これは前年に参議院に提出して可決され衆議院で廃案になったものと同じである。

3 消費税の欠陥を強調し廃止を主張する野党と消費税の欠陥を認めず見直しで存続を主張する政府・与党の駆け引き

政府・自民党の消費税見直し法案と野党4会派の廃止法案は、対峙したまま“にらみ合い”の膠着状態が続いた。野党側は、消費税の欠陥を指摘し廃止に持ち込もうとするのに対し、政府・与党は消費税そのものの欠陥

を認めずに、一部の見直しで野党攻勢をかわし、消費税の命脈を保とうとした。

そこで、「消費税問答」が5月14日の参議院予算委員会で展開され、野党側は、何としても政府に消費税の欠陥を認めさせようと、先の国会で消費税廃止関連法案の成立にまで持ち込んだ立て役者で“野党の大蔵大臣”とも称された社会党のエース久保亘議員が質問に立ち、海部首相と橋本龍太郎蔵相と対決した。

以下は1990（平成2）年5月14日の参議院予算委員会での消費税をめぐる問答である。

久保亘氏（社会） なぜ消費税の見直しが必要と考えるのか。その根拠は。

海部首相 社会に必要な費用を公平に負担してもらうために新しい税制を施行した。よいと思ってやったが参議院選で批判をうけ、世論調査では「見直しを」という声がたくさんあった。家賃、生命の根源に触れる部分、食料品の小売り段階など、いろいろな反省のうえに立って見直し案をまとめた。

久保氏 見直すという以上は欠陥があることを認めたからではないか。文句をいわれるから少し直そう、ということなのか。

海部首相 欠陥があるから見直したのではない。よいと思ってやったことだが、世論の指し示す方向がそういうものだったので、素直に従った。

久保氏 納税者の立場から見れば消費税は明らかに問題だ。所得、資産のフラット化についての施策がとられていない状況では公平を期することはできない。

橋本蔵相 社会保障などほかの制度とのすき間に問題がなかったとはいわれないが、税の制度としてはよくできている。税制としての制度の欠陥でなく、国民感情をもっとくみ上げる努力を事前にして反映しておくべきであ

った。土地に対する課税については税制調査会の小委員会を設けた。資産格差の拡大という状況の中で、適正な課税にむけて国民の声を求めながら検討を行ってきたが、今後もきちんと対応したい。

このように、野党側の質問者久保議員は、「消費税の欠陥」を政府に認めさせようとしたが、議論はほぼ平行線で終わった。消費税施行から1年余、そして、2月の総選挙での自民党勝利が政府に自信をつけさせたことをうかがわせるやりとりとみられた。

この日の議論のヤマ場は、久保議員が「政府は消費税見直し法案を出したが、これは現行消費税に欠陥があると認めたと理解してよいか」とした場面である。これに対して橋本蔵相は「国民感情をもっとくみ上げる努力を事前にして反映しておくべきだったと思う」と、出産費用や教育費、食料品などへの課税に対する国民の不满を予想しなかったことへの反省はのぞかせたものの「税理論の世界で議論するなら欠陥ではない」と言い切っている。

久保議員は「現行の消費税に誤りはないとすると、見直して誤りを犯すことになるのではないか」などと食い下がったが、海部首相も消費税欠陥論は最後まで認めず、見直しの理由として「消費税をさらに定着するよう世論の指し示す方向に従った」と、すでに消費税が国民の間に定着しつつあるという自信さえもみせるような強気であった。

4 政府・与党の消費税見直し法案と野党の廃法案はいずれも成立できないで“にらみ合い”のまま与野党は攻防を展開

そして6月22日の衆議院本会議で政府提出の消費税見直し法案は可決され、他方、野党提出の消費税廃止関連法案は否決された。政府の消費税見直し法案は参議院に送付されたが、与党少数で審議の見直しは立たず、会

期末を前に廃案となった。

このように政府の見直し法案も、野党の廃止法案も、衆参両院で与野党の議席が逆転している“ねじれ国会”のため、いずれも成立しないで与野党が、「消費税、廃止か見直しか」で“にらみ合い”の膠着状態が続くことになった。

VI 導入実施直後で消費税廃止が世論となった時期の闘い

——全国各地の講演・テレビ・ラジオ・新聞で活躍——

1 消費税の導入が国会で強行議決され実施されるまでの間において「凍結論」が噴出した時期に全国各地での講演やテレビ・ラジオ等への出演による活躍状況

消費税の導入が決定され、1989（平成元）年4月1日に実施されるまでの間において消費税についての「凍結論」や「急ブレーキによるストップ論」が高まり多用な議論が行われた短い期間においても全国各地での講演会や研修会・セミナーやテレビ・ラジオへの出演をし多用な活動をした。

- 1989年1月18日、テレビ朝日、ニュースシャトルに出演し「消費税と国の予算」についてお話（19：30～20：00）をする。
- 同年1月27日、小売商業問題研究所主催の講演会が東京九段の偕行社で行われ「新税制にどう対応するか」と題し長時間の講演（13：00～17：00）をする。
- 同年2月3日、倉敷商工会議所主催の講演会が岡山県倉敷市の倉敷国際ホテルで行われ「新税制にどう対応するか」と題し長時間にわたる講演（15：00～18：55）をする。平松商工会議所会頭の手腕により大会場は溢れるばかりの多数の参加者で埋め尽くされ、非常に関心が高く熱気と緊張が高まり盛大であった。質疑応答（18：55～19：30）に続き同ホテルにてパーティ（20：00～21：50）が催された。

- 同年2月9日、千葉県印旛郡歯科医師会主催の研修会が千葉県成田市の成田国際文化会館にて行われ「新税制における歯科医院経営」につき講演（14：20～17：55）をする。引き続き成田ビューホテルにてパーティ（18：30～19：30）が催された。
- 同年2月27日、徳山ソーダ販売店研修会主催の講演会が広島県徳山市のサンルートホテルにて行われ「新税制にどう対応するか」につき講演（13：00～17：35）をする。引き続き徳山市丸福ホテルにてパーティ（18：10～20：00）が催され、さらに、2次会（20：10～21：30）まで盛り上がった。
- 同年3月1日、横浜市中企連主催の講演会が神奈川県横浜市の政総合センターホールにて開催され「消費税にどう対応するか」につき講演（13：30～17：40）をする。
- 同年3月2日、衆議院予算委員会公聴会にて意見公述をする。消費税導入を衆参両院で強行可決の後の実施直前における初の消費税収5兆9,400億円が組み込まれた予算案の審議をする第114回国会の予算委員会の公聴会は与野党対決の政治権力の修羅場の議場と化した。この弥次と怒号による妨害のなかで、私は、自己の学問的信念に基づき消費税の「凍結」を断固として強力に主張し政府与党の政治権力と闘った。

政権与党の自民党は、最高・最強のエースであり後に衆議院議長の重責まで荷われた超大物の綿貫民輔議員を登上させ、「消費税凍結提案」はデモクラシーに逆行すると厳しく批判してきた。これに対し、国民だましの「公約違反」で獲得した議席数により単独強行採決までして暴力的に可決した多数決が果してデモクラシーの原則に適合すると言えるであろうかと、強硬に反論をした。

自民党の綿貫議員は、私に対し「デモクラシーというのは議会制度の多数決により物事が決まることだ」と勇ましく胸を張って表明されたが、現

実には、そのような綺麗ごとではなく、こと消費税の導入をめぐつては、まさに狡猾が極まる“政治謀略”そのものの欺瞞と策謀の凝縮であった。

- 同年3月3日、徳山ソーダ販売店研修会主催の講演会が名古屋市のホテル・ナゴヤ・キャッスルにて開催され「新税制にどう対応するか」について講演（13：30～18：00）をする。引き続き同ホテルにてパーティ（18：05～19：00）が催された。
- 同年3月14日、消費税廃止を考える市民と商工人の会主催の「消費税の廃止を考えるシンポジウム」が仙台市のパレスへいあんで開催され、基調講演（13：40～14：25）を行い、これに続くシンポジウム（14：25～16：30）に参加し、所見を述べる。
- 同年3月25日、社会党兵庫県本部消費税粉碎国民のための税制改革を目指す各界県民会議主催の決起大会が、神戸市ポートアイランド神戸国際会議場にて開催され、「消費税はいらない税制改革」と題し講演（13：40～16：35）をする。
- 同年3月27日、横浜国立大学経済学部（私が昭和20年9月に卒業した旧制横浜高等商業学校の後身）同窓会の研究組織である富丘経済研究会主催の講演会が東京都青山の富丘会館において開催され「消費税の問題点と対応策」と題して講演（12：10～14：00）をする。

この講演における冒頭の一節は、次のようである。

「税制改革に望む基本的な態度

横浜高等商業学校第20回卒業の富岡幸雄であります。現在は中央大学商学部で税務会計学の研究と教授をしております。

私の消費税に対する考え方はお手元にお求めいただきました『これが今度の消費税だ！』という著書に明確に書いてあります。はしがきを見てください。竹下首相は、税制改革に関する自らの考えを明らか

にし、「税制改革は、税制のゆがみを直し、所得、消費、資産、この3つの間のバランスのとれた税体系を新たに整備することによって、国民の税に対する重い負担感、不公平感の解消を図ることを最大の目的としている」と、おっしゃられております。そして、「特に消費課税制度を思い切って適切な形に改め、物品・サービスの消費に対して、広く、薄く、公平に課税する消費税を新設することがぜひとも必要である」と強調していました。税制国会の冒頭の総理施政方針演説においても、明確に以上のようなことを述べられております。

これは、現在の政府の考え方を端的にあらわしておりますが、しかしこの消費税のような大型間接税の導入は、取りやすい税金を適当に取り上げるといって、安易にして「便宜的な理念なき課税方式」への現実妥協による“アバウト課税”への墮落であり、租税の基本理念に逆行し、税の不正を拡大します。税の公平化の名のもとに新たにして重大な税の不正が追加されることが、今回の消費税であります。

竹下首相の考え方は税哲学の好ましくない方向への転換でありまして、学問的には断じて賛成しがたい。これが私の結論であります。

消費税のような大型間接税の導入を言う前に、政府はやるべきことが山ほどある。まずその3点を言います。

第1は、新型間接税によらないほんとうの意味の減税をまず断行しなさい。自然増収も膨大であります。税金の取りはぐれがいっぱいあります。新型間接税によらなくてもほんとうの意味の減税ができるのです。数字を後で述べます。

第2は、不公平税制の是正をし、税における公正と正義を回復することです。税金というのは政治の顔です。現在のように政治に対する不信が高まっているときはありません。リクルートゲートもあります。税金に対する不満が国民の間に充ち充ちているのです。それは税

がいかにでたらめで、不公平で、アンフェアであるかということです。税を公平にし、公正にすることが、政治が国民から信頼を得るための絶対に必要な要件です。まず不公平税制の是正をすることですが、今回の税制改革ではほとんどやっていません。むしろキャピタルゲイン課税などは新たにして重大な不公平の追加であります。

第3は、新税の提案が必要なならば、まず国政選挙によって問うべきです。今の衆議院、参議院は、昭和61年7月の衆参同日選挙において、当時の中曽根首相が「多段階、網羅的、縦横十文字、投網をかけるような大型間接税というような税金は絶対やりません。この中曽根がうそをつく顔に見えますか」とまでやったわけです。よって、国民は中曽根発言を信頼し、自民党に投票して、自民党は305という空前の議席を獲得したわけです。中曽根内閣は国民の怒りによって売上税が粉碎されましたが、自民党の中の都合だけで竹下さんに変更ただけでありまして、国民の信託を受けていません。つまり今の衆議院、参議院の議員がいる限り、大型間接税を提案する資格はないのでありまして、それを強行採決に次ぐ強行採決で強引に導入しようとする政治の姿勢に対して、国民の怒りは今や頂点に達しております。

以上、3つですが、少し中身をやりましょう。まず税制改革の基本課題というところです。「何をやるべきだ。おまえはものすごく政府を怒っているようだが、何を言いたいんだ」ということを、これから少し静かにやりましょう。しかし、盛り上がってくるかもしれません。税金の話をやると、怒りが込み上げるのであります。そのぐらい税金がひどいのであります。」

以下、この冒頭の発言に続く話の内容については、見出しだけ掲げると、次のようである。

- 日本の税制が抱えている歪みの焦点
- タックス・イロージョンが不公平税制の最大の元凶
- 税制を歪めたのは誰で、その原因は何か
- 政治家が税制改革を利権化し租税論理を破壊
- 不公正を拡大した理念なき税制改革
- 消費税の救い難い矛盾と欠陥
- “打出の小槌”の導入で放漫財政への危険
- 直接税にある不公平の恒久的存続化
- 生活必需品にも課税する酷税としての消費税
- 転嫁の不透明なアイマイな税金だ
- 消費者が納めた税金が国庫に入らない
- 中小事業者と消費者の協調が願わしい

講演の末尾には「自民党により消費税の実施をストップすること」を強く求めているが、その最終節は、以下のようなものである。

「消費税の凍結から廃止を望む

最後に、今後どうしていくかということが問題です。もう時間はありませんが、ほんとうはもっと早く言いたかったのですが、今、自民党の手によって消費税に急ブレーキをかけることが一番よいのです。リクルートゲートは広がっています。これはある段階まではきちんと解明し、けじめをつけてもらわなくてはなりません、リクルートの問題は、はっきり言って、国民はあれでは怒っていますが、政治家が、特定の情報を持った人がぬれ手でアワで、うまいことをして儲けて、しかも税金も払っていないということに対する怒りと不満なのです。

ところが、消費税は4月1日からかかるのです。人間と家畜の生存

に関し、空気以外のあらゆる消費にかかる税金です。逃れようとしても逃れられない。「消費税を払わなかったら、どうなりますか」、「消費税を払わなければ、物を売ってくれないよ」、「物を買わないと、どうなりますか」、「死んじゃうよ」ということです。つまり、4月1日から物を食わない、着る物も着ない、夜は電気もつけない、寒くてもガスをつけない、電車にも乗らないで全部歩く、歩くときも裸足ということだとするならば、消費税はかからないが、そうでない限り消費税はかかるのです。だから日本人である限り、日本で生活する限り、絶対逃れようとしても逃れられない税金です。これが消費税の特徴です。しかも、このような形で生まれてきた、そして膨大な不公平税制の是正はほとんどといってよいほどできない。

その消費税という税金であがった金によってODAのむだ遣い、また防衛費の増大、軍事大国への危険など、いろいろな問題があり過ぎるのだ。まず必要なことは政治改革であり、行政改革です。税金のむだ遣いをやめることです。ですから、そのためには政権交代が一番必要なのだが、残念ながら、今、問題は野党に政権担当能力がないのです。この際、このままでむしろ参議院選挙で自民党が過半数割れ、衆議院選挙で惨敗したら、日本の政治はめちゃくちゃになります。

ここで日本を救うためには、自民党に頑張ってもらって、消費税をストップすること。自民党の手によってストップすることです。そうすれば、竹下内閣の支持率は急上昇になります。それしかありません。もしも導入し、参議院選挙で惨敗して、めちゃくちゃになってからやめたら、日本の政治の混迷は救いようがないことになる。

この危険を何とかして救うためには、あなた方、富丘経済研究会の有力な人たちが、それぞれ自民党の領袖にパイプがあるでしょうから、今からでもおそくない、急ブレーキをかけていただいて、この

我々の愛すべき日本の危機を救っていただきたい。そのことを先輩の皆様方にお願ひし、富丘経済研究会のますますのご発展と、ご臨席の皆さんの企業のますますのご繁栄と、皆様のご健勝を祈念して終わります。ご静聴ありがとうございました。』

なお、この講演に際し、参考資料として当日参加者に配布した当時の私が考えていた「税制改革の基本課題」についての文書は、次のようである。

税制改革の基本課題

中央大学教授・商学博士

富岡 幸雄

1. 現行税制の歪みの焦点

- (1) 資産所得課税の空洞化と給与所得に対する相対的重課の現実
- (2) 政治家・宗教家・医家など、「聖職者」および大企業の経営者（フリンジベネフィット）など、特定階層者に対する特権的優遇税制の存在
- (3) タックス・エロージョンの拡大とタックス・シェルターの放置による特定大企業に対する課税の空白化の進行
- (4) 多国籍企業など国際的事業活動を拡大している巨大企業の国家帰属からの離脱と租税回避行為の横行の放置

2. 税制を歪めたのは誰か、その原因は何か

- (1) 大企業と政府の癒着一政・財・官界の重畳的な癒着の構造の定着
- (2) 政治の金権体質と個別利益誘導型政治への墮落
- (3) サイレント・マジョリティ（声なき大衆）を無視し、ノイジー・マイノリティ（特定利益集団）と自民党「族議員」の癒着
- (4) 税制改革を政治家が利権化し、税制を空洞化し、租税論理を完全破壊
- (5) 個別利益優先型の議会制民主制のデメリット面の露呈—政治家の資質の低下と国民の公共意識の希薄化

3. 現実妥協によるアバウト課税への墮落の途

- (1) 所得課税の空洞化と崩壊の促進—公正と正義の衰弱
- (2) 資本主義最後の税金—「大型間接税」への途—「消費税」による不公正

税制の追加

- (3) 資産所得課税の空洞化と特定大企業優遇税制の恒久的存続化—直接税における不公平税制の固定化
- (4) 普遍の間接税への重点移行による租税民主主義の衰退—デモクラシーの原理に基づく国家財政（財政民主主義）と国民の政治意識の後退
- (5) 民主政治と民主国家の危機の到来

2 消費税が実施されてから「消費税廃止論」が世論となっていた時期における全国各地での講演やテレビ・ラジオ等への出演等による活躍状況

民意を無視した自民党による強行採決に次ぐ強行採決の連続により強行導入が国会で決定されていた危険な酷税である消費税が遂に、この国において1989（平成元）年4月1日に実施された。

このためこの直後の期間においては、「消費税廃止論」や「消費税の執行停止論」が世論として高まり盛んに議論が行われた。この時期においては、全国各地での講演会やセミナー、テレビ・ラジオ等への出演をし多様な活動をした。

- 1989（平成元）年4月2日、TBS テレビ、報道特集「消費税は憲法違反」「スタート2日目・庶民の不満と怒り」（17：30～18：30）に出演し、多くの国民の怒りをも話題にしながら消費税の欠陥と不公正につき所信を語る。
- 同年4月3日、文化放送、ワールド・ホットライン（朝6：15～7：00）に出演、政治学者福岡教授と消費税を中心に日本の税制と政治のあり方につき対談をし、「税制改革は出直しをせよ」につき所信を語る。
- 同年4月5日、公明党21世紀トータル・プラン出版記念会が東京都の上野池の端文化センターにおいて開催され、これに出講し「税制改革これでよいのか」につき講演（18：00～20：00）をする。

- 同年4月19日、中企連新聞「エコプレス」のインタビューが夜おそく行われ「消費税1カ月の決算」(21:45~23:30)につき語る。
- 同年4月27日、テレビ朝日のモーニング・ショー、「竹下退陣・どうなる消費税」に出演(9:30~10:00)し、渡辺美智雄元大蔵大臣・自民党元政調会長と討論をし、消費税の不正さと税制改革の誤りにつき徹底的に追及する。
- 同年4月28日、視聴者の反響が大きく、急遽して昨日に続き、テレビ朝日のモーニング・ショー「激論・消費税1カ月」(9:00~9:30)に出演する。
- 同年5月18日、消費税の実施直後に、初の消費税収を歳入に含めた平成元年予算案を審議する第114回国会の参議院予算委員会の公聴会に公述人として出席し、「最悪の不正税制である逆進性の強い庶民いじめの消費税を凍結して、税制改革をやり直すこと」を主張する意見を公述する。
- 同年7月2日、TBSテレビの報道特集「“がまんならん消費税3カ月”首都決戦に有権者の怒り」の番組(18:00~18:50)に出演する。
- 同年7月7日、全国写真材料商組合東北地域連盟主催の記念講演会が仙台市江陽グランドホテルで開催され出講(15:30~18:10)する。その後、引き続き懇親会(18:30~20:00)が行われた。
- 同年7月11日、富士総研主催のセミナーが東京パレスホテルで催され「新税制の問題点と今後の課題—変化する税制への経営者の対応—」につき講演する。

このセミナーにおける講演内容は、次のようである。

- (1) 「竹下税制改革」の概要と特徴
- (2) 株式等のキャピタル・ゲイン課税の改正とこれへの対応
- (3) 土地税制の改正とこれへの対応

(4) 相続税・贈与税の改正とこれへの対応

(5) 消費税の導入と問題点

(6) 日本税制改革の今後の課題

- 同年7月19日、山梨中央銀行十日会が全国地銀協会にて開催され「新税制の問題点—どうなる消費税」につき講演（18：00～20：05）をする。引き続きパーティ（20：10～20：50）が催され参加者と懇談する。
- 同年9月6日、社会党政策研究会主催の研究会が衆議院第一議員会館にて開催され、これに出講し講演（15：00～17：20）をする。
- 同年9月22日、日経産業新聞のインタビューを受け、「税制改革これでよいのか」（10：48～12：30）につき語る。
- 同年10月16日、消費税廃止アピール記者会見を東京千代田区の学士会館にて北野弘久、清水信次、関本秀治の諸氏とともに「税制アピール」を行う。
- 同年10月20日、宮城県民会議主催の、消費税廃止総決起集会在仙台市農協ビル11階大会議室にて開催され「消費税に見直しなどありえない」と題して基調講演（14：15～15：25）をし、これに続き各界代表が意見発表（15：30～16：05）をする。
- 同年11月13日、テレビ朝日の6：00ステーション「“ネコババ税制”って本当？」に出演（18：00～18：30）し所見を述べる。
- 1990（平成2）年1月12日、中企連の新年交礼会が東京新宿の厚生年金会館にて開催され、これに出席し「税制改正の問題点とあり方」につき講演（15：00～16：30）をする。
- 同年1月26日、テレビ朝日の朝まで生テレビ「“激論・総選挙迫る・変わるか日本の政治” ケジメはついたか？ 消費税・リクルートほか」に出演（夜中1：00～朝6：00）し、長時間の討論に参加する。これより前に、朝まで生テレビには、昨1989（平成元）年9月29日に消費税問題

を中心とするテーマの討論に出席を求められたが、たまたま当日は妻かつ子の葬儀告別式が東京音羽の護国寺において行われる日時と重なり、参加を辞退することを余儀なくしていた経緯があった。このためこの時の討論においては、消費税の不公平について徹底的に究明するとともに、現行税制に存在する不公正税制を是正すれば巨額の財源が獲得できることを具体的な数値により開示し、税制に対する国民の信頼を確保するよう税制の公正化の実現が急務であることを強力に主張した。

- 同年2月7日、大阪中小企業家同友会主催の講演会が大阪市中央区豊人橋谷町の八本ビルで開催され「税制改革の問題点と再改革の緊要性」について講演（18：00～19：55）をし、多くの質疑応答（19：55～20：30）を受ける。
- 同年2月13日、中央大学の教員組合からの要請により、学内において「税制改革の焦点と誤りを正す」と題して講演（17：30～19：30）をする。講演の後、盛大なパーティ（19：40～20：50）が行われ多くの教授の参加を得て歓談する。大学の教員組合が税制改革問題に関心をよせることは希しいことであるが、税制改革への私の活発な活動が学内でも話題になり、激励してくれることが総意になり会合が学内をあげて行われたのが開催の趣旨のようであった。
- 同年3月11日、テレビ朝日の話題番組「サンデー・プロジェクト」で田原総一郎氏の司会により、「なぜ？ 超一流企業の税金がゼロなのか！」に出演（10：00～11：30）し、大企業の税金が海外流出やタックス・ヘイブンに逃避すること、大企業優遇税制や税務会計の仕組みにおける欠陥等により、「国に税金を払っていない」実相を具体的に開示し、日本の企業課税における重大な欠陥を詳しく解説した。この番組は、前述の1月26日の「朝まで生テレビ」において、日本税制で問題なのは、消費税が新たに追加された不公正税制で最大の問題であるが、もとより

それだけではなく、現行の既存税制である所得税と法人税の所得課税にこそ多くの欠陥があるのだ、ということをも明らかにしたことが契機となり大きな番組が編成されたのである。

後日譚であるが、この放送で税金を払っていないと名指しで社名を挙げられた会社の役員が中央大学に電話をして学長に対し「お前の大学で教授をしている富岡という人物は、とんでもないことをテレビで話している。直ちに首にしなさい。」と抗議があった由である。このことが学長から問い合わせがあったので私は「事実しか語っていない」と答え、学長にこのことを記述した論文を提示した。後日、学内の会議で「例の私への抗議はどうなりましたか」と尋ねたら、学長は「データを示して説明した。相手は黙ってしまいました」との回答があった。この放送は各方面に大きな衝撃を与え広汎な反響があった。

- ・ 同年4月1日、三幸会主催の講演会が熱海の大観荘にて開催され、「税制改革これでよいのか」につき講演（14：50～17：20）をした。
- ・ 同年4月17日、上田哲議員のモーニング・セミナーに出講を要請され、朝食の後、「税制改革の課題」につき講演（8：45～9：35）し、引き続き質疑応答（9：35～10：00）に応ずる。
- ・ 同年8月24日、中央大学主催の学術講演会が鳥取市の厚生年金会館で開催され「税制改革の焦点と課題」を論題に講演（18：00～20：00）をする。中央大学学会会鳥取支部の全面的支援により盛大に行われる。
- ・ 1991（平成3）年1月21日、大宮第一経営相談所主催の講演会が大宮ソニックシティで開催され「日本の税金どこが問題か」につき講演（15：00～17：05）し、引き続きパーティ（17：20～19：00）が盛大に行われる。
- ・ 同年3月7日、日本納税者連合の会合が東京銀座のサロン・トモカツにて行われ「税制改革の進め方」につき講演（18：30～20：50）をする。

- 同年3月31日、中央大学商学部富岡ゼミの門下生の大高昇税務会計事務所の創立20周年記念講演会が神奈川県川崎市のニューハトヤで開催され、「税制改正の課題と進め方」について記念講演（15：35～17：20）をし、祝賀パーティ（17：45～19：10）が盛大に行われる。
- 同年4月5日、テレビ朝日「熱血テレビ」「仰天消えた2兆円？」に出演（12：00～13：00）し、消費税をはじめ日本の税制の問題点についてお話をする。
- 同年4月12日、中央大学商学部富岡ゼミの門下生の神野宗介税務会計事務所日本パートナー会計事務所の創立25周年記念講演会が東京新宿のエルタワービルにて開催され「税制改革の課題とそのあり方」について記念講演（14：00～16：20）をする。続いて、祝賀パーティ（16：35～17：55）が盛大に行われ、さらに出席OBと小田急まなづるでの2次会（18：10～19：15）が行われた。
- 同年4月18日、前述の日本パートナー会計事務所の創立25周年記念講演会が神野君の郷里郡山市の郡山会館にて開催され記念講演（14：10～15：40）をし、長時間におよぶ質疑応答（15：45～16：35）も活潑に行われた。続いて、祝賀パーティ（17：00～18：15）が盛大に行われた。
- 同年6月11日、『週刊ポスト』の取材を受け、税制改革の動向につきインタビュー（13：30～14：20）を受け、これに対応する。
- 同年10月11日、講談社の『月刊現代』の取材を受け、企業交際費の課税問題につきインタビュー（11：00～18：40）に答える。
- 同年10月18日、日本実業出版の『Tax & Money』の取材を受け、「これが税務署のやり口だ」のワイド特集で「“大の虫に甘く小の虫に辛い”のが税務署だ」をタイトルにした話題につきインタビュー（9：50～12：40）で所見を語る。
- 同年10月31日、講談社の『月刊現代』の再度の取材を受け、消費税の

見直し問題につき長時間のインタビュー（11：50～15：30）に答える。

- 1992（平成4）年1月7日、『週刊ポスト』の取材を受け、日本税制の欠陥、不公正の実態につき中央大学の研究室においてインタビュー（13：30～15：00）に対応する。
- 同年3月26日、文藝春秋の『日本の論点』の編集に関し取材を受け税制再改革の問題につきインタビュー（10：50～11：25）に応ずる。
- 同年3月26日、同日は文藝春秋の取材に続き、産経新聞の「税金考」の取材を受け、このインタビュー（13：35～15：00）に答える。
- 同年4月8日、夕刊紙『日刊ゲンダイ』の取材を受け、不公正税制問題につきインタビュー（11：20～12：20）に答える。
- 同年4月18日、『クラブこんにち』の取材を受け、税制改革問題につきインタビュー（17：10～18：40）に対応する。
- 同年6月9日、神奈川大学経済学部からの招請を受け、会計学履習の学生諸君に61号館250番教室において「社会における会計学の役立ち—税金や職業会計人の問題について」を演題として講演（13：30～15：00）をする。
- 同年7月8日、城西ロータリー・クラブの会合が東京四谷のホテル・オオタニにて開催され「税制改革の問題点とこれからの進め方」について講演（12：30～13：30）をする。
- 同年7月8日、城西ロータリー・クラブでの講演が終了後、『週刊現代』の取材を受け、税制改革問題につきインタビュー（15：30～17：00）に答える。
- 同年8月18日、中央大学の学生新聞「中大キャンパス」の取材を受け、「日本税制改革への提言」につきインタビュー（12：40～14：10）に応ずる。
- 同年9月18日、月刊誌『金融財政事情』の取材を受け、「税制改革の

あり方」につきインタビュー（11：00～12：15）に答える。

- 同年9月18日，同日は前述の金融財政事情の取材に続き、『日経ビジネス』の取材を受け，「税制再改革の進め方」についてのインタビュー（13：35～15：25）に所信を述べる。
- 同年10月3日，税務会計研究学会全国大会が北九州市八幡区の九州国際大学を会場として開催され，統一論題「資本等取引の基本問題」をテーマとし，4名の研究者による研究発表（10：00～12：00），（13：00～14：00）に続きシンポジウム（14：30～17：00）が行われ総司会をつとめる。
- 同年10月20日，朝日新聞社の『アエラ』の取材を受け，税制改革問題についてのインタビュー（11：00～12：30）に答える。
- 1993（平成5）年4月20日，中央大学会計人会の講演会が開催され，「これからの日本とこれからの税制のあり方」を演題に講演（18：00～19：30）をし，引き続きパーティ（19：40～20：30）が行われる。
- 同年4月26日，いずみファイナンシャル・プランナーズの講演会が東京都中央区新川の住友ツインビル西館大ホールにて開催され「税制改革の問題点と再改革のあり方」につき講演（15：30～17：00）をし，続いてパーティ（17：10～18：30）にも参加する。
- 同年5月21日，諏訪湖ライオンズクラブの講演会が長野県諏訪市の鶴の湯ホテルにおいて開催され「庶民いじめの消費税を斬る」と題して講演（17：00～18：30）をし，引き続き参加者によるパーティ（19：00～20：30）が盛大に行われる。
- 同年6月4日，『週刊現代』の取材を受け税制改革問題につきインタビュー（11：00～12：00）に答える。
- 同年7月27日，四谷青色申告協議会の研修会が日本出版クラブ会館において開催され「税制改革の問題とこれからの課題」について講演（15：00～17：00）をし，引き続きパーティ（17：30～19：00）が行われる。

- 同年9月7日、金門製作所仙台支店主催の販売業者に対するセミナーが仙台市のホテル仙台プラザにおいて開催され「消費税への対応策」をテーマに講演（14：30～16：45）をし、引き続き参加者によるパーティ（16：50～18：00）が行われる。
- 同年9月17日、『しんぶん赤旗』の日曜版の取材を受け、税制改革問題についてインタビュー（13：30～14：30）に対応する。
- 同年9月18日、集英社の雑誌『Bart』の取材を鎌倉研究所において受け「徴税大国日本のウソー所得税ゼミ・消費税ゼロも当たり前だった」につき長時間にわたりインタビュー（15：00～17：30）に応じ、直接税（所得税・法人税）の不公正正による増収税額（富岡試算）につき詳細に説明をする。
- 同年10月8日、『週刊文春』の取材を受け、「緊急提言・消費税ゼロでも年収800万円以下の所得税減税はできる」についてインタビュー（13：00～15：50）にて解説をする。
- 同年10月14日大月法人会富士吉田北ブロックの講演会が山梨中央銀行吉田支店会議室において「日本の税制の問題点と改革課題」について講演（13：30～15：30）をし質疑応答（15：30～16：00）を受けた後、パーティ（16：40～17：50）が行われる。
- 同年10月29日、大宮第一経営相談所主催の税制問題時局講演会が埼玉県大宮市の大宮ソニックシティ国際会議所にて開催され「これからの日本とこれからの税制—国民への挑戦・消費税の増税を斬る—」を演題として長時間の講演（14：10～16：40）をし質疑応答（16：40～17：00）をする。多くの参加者によるパーティ（17：30～19：00）が盛大に行われ会場は熱気に溢れ非常に盛り上がった。

この講演にあたり会場にて参加者に配布した「税制問題時局講演会資料」のうち、〈講師のことば〉、〈講師の主張〉、〈講演の要旨〉は、以下の

ようである。

《講師のことは》

自民党の38年間にわたる長期一党支配が終焉し、政権交代が行われ戦後政治に一大転換がもたらされました。しかし、続いての本格的な政界再編の胎動も見られ不透明です。今、日本という国の構造的な問題として、政治、経済、社会、文化の進め方が問われているが、税のあり方は日本の進路を決める要諦です。

税制は政治の顔、社会の公正さの鏡です。これまでの歪んだ政治により歪められてしまい“悪魔の仕組み”と化しています。

不公正税制の是正で、『大部分の平均的サラリーマンの所得税ゼロ・消費税ゼロ』が可能なことを学理的に論証し、『経済大国・生活小国』を刷新する日本改革の提案を世に問いたい。

《講師の主張》

- (1) 財源を消費税率アップに求めることを前提として、サラリーマンの所得減税を語るスタンス自体が、大きな間違いである。
- (2) 所得税自体、本当に減税をやらなければいけないものと、もっときちんと税金を納めてもらうべきものと、2つが混同されている。
- (3) 消費税は、資本主義最後の税金であり、税率をちょっといじるだけで大きな財源へと容易に拡大化する悪魔の仕組みであり、本来、とんでもないものである。
- (4) 細川総理大臣殿。

中堅以下のサラリーマンの所得税をゼロにし、消費税もいらなくなるのです。既存税制の欠陥を是正すれば、それだけの財源があることを申し上げます。

《講演の要旨》

- 1 これまでの日本が抱えている構造的問題点
 - 国のあり方を考えるための前提としての現状分析——
 - (1) 政治の構造的腐敗と国民の政治不信の極限化
 - 金権・利権誘導型政治と政官業の癒着——
 - (2) 経済の構造的低迷と企業の業績停滞の深刻化
 - 超エリート企業の凋落・企業環境の構造的変化——
 - (3) 社会の構造的変革と競争原理の衰退
 - 活力の急速な減退と新階級社会の台頭——
 - (4) 文化の構造的退廃と人心の荒廃
 - 怠惰と享楽への沈潜と創造的精神の喪失——
 - (5) 税制の構造的欠陥と社会的不公正の拡大化
 - 政官業の癒着の権化と醜悪な惨状——
- 2 税のあり方は日本の進路を決める
 - 税制は政治の顔，社会公正さの鏡だ——
 - (1) 税を通して，醜悪な国家と国民の惨状がみえる
 - 日本の醜悪な政治をシンボライズしている——
 - (2) 租税理念を崩壊させた「税制抜本改革」の強行
 - 竹下税制改革の国民への背信——
 - (3) 日本の税制6つの重大欠陥
 - 歪んだ政治により歪められた税制・悪魔の仕組み——
 - (4) 国のありようを決める税の理念とは何か
 - 応能負担原理により各人の負担能力に適合した税が理想だ——
 - (5) 公正な社会を建設するための税制を
 - 公正と正義を貫く税制の確立が必要だ——
 - (6) 日本の税制「再建」（再生）のための課題

—— 7つの基本的課題につき考えよう——

3 歪んだ政治により歪められた税制

—— 税制改革を利権化する政治家と国民の“たかり”の構造——

(1) 日本の税制と日本の政治

—— 歪んだ政治で歪められた税制——

- 国民の税制への不信の根本にあるもの
- 政府による「税制抜本改革」が犯した最大の欠陥
- 税制が歪められている原因は何か

(2) いまの日本税制で何が問題か

—— 許し難い、その欠陥の焦点——

- 不公正税制の全体像
- タックス・イロージョンとは何か
- 課税ベースの脱落が異常な高税率を招く

4 日本改革への基本的提言

—— 公正と正義を目指す税制のために——

(1) 改革の前提となる社会システムの指標

—— 3つの自由を指向する——

- 「心の自由」—— デモクラシーを原点とする自由社会の推進
—— 人間性と尊重と心の豊かさを希求——
- 「経済の自由」—— 公正な競争原理を基調とする自由経済の確保
—— 官僚統制から開放し、真の自由経済の構築——
- 「生活の自由」—— 企業中心から生活者重視の社会へ転換
—— 「経済大国・生活小国」からの脱却——

(2) 税制再改革の指導理念

—— 税制「再」改革の基本哲学——

- 応能負担原理

——水平的公平だけでなく垂直的公平を重視する——

- 所得再配分機能

——資産格差・所得格差の是正により活力ある社会を建設——

- 税務会計学原理

——公正な課税ベースの実際的な計算基準の確立が大事だ——

(3) 税制の理想を目指す税務会計学原理

- 税務会計公準
- 税務会計原則

(4) 私の税制「再」改革提案

- 不公正税制の元凶とその解消
- 個人の所得課税の改革案
- 法人の所得課税の改革案
- 日本を世界一税金の安い国へ
- 日本税制再建のために——今後の研究課題

5 所得税の不公正是正

——欠陥の徹底是正により、5兆7,000億円の所得税増収が可能——

(1) 所得税制で再改革しなければならない点

——サラリーマンいじめの歪んだ税を正せ——

(2) 貯蓄課税の是正

——個人貯蓄627兆円もの利子課税がおかしい——

(3) 配当課税の是正

——時代おくれの配当優遇税制を見直せ——

(4) 有価証券の譲渡所得課税の是正

——売却額の1%だけの所得課税でよいのか——

(5) 土地の譲渡所得税の是正

——たなほた利得に対する税金が安すぎる——

(6) 医師優遇税制の是正

——未だ残されている特例措置をやめよ——

(7) 政治資金課税の是正

——政治家もきちんと税金を払え——

6 法人税の不公正是正

——欠陥の徹底是正により、5兆7,800億円の法人税増収が可能——

(1) 法人税制で再改革しなければならない点

——大企業の税金逃れのメカニズムをなくせ——

(2) 受取配当課税の是正

——実態から遊離している法人間配当無税——

(3) 税務会計制度自由化の是正

——経理のからくりによる税逃れが拡大——

(4) 土地譲渡課税の是正

——いらない特例がまだ多すぎる——

(5) 外国税額控除制度の是正

——未だ解消されない「国に税金を払わない大企業」の存在——

(6) タックス・ヘイブン乱用の規制強化

——目に余る税金逃れの凄まじさ——

(7) 移転価格操作の規制強化

——多国籍企業の微妙な税逃れ——

(8) 海外での脱税の取締りの強化

——国税庁の手のとどかないところで——

(9) 使途不明金への課税強化

——ゼネコン汚職にみる大企業の不正経理——

(10) 公益法人課税の適正化

——お寺も、お宮も、設けには税金を払え——

- (11) 医療法人課税の是正
——病院の課税も公正にしろ——
- (12) 準備金・特別償却等の特別措置の整理
——既得権化させてはならない——
- 7 許せない欠陥税制としての「消費税」の実態
——このままで値上げなどはとんでもない——
 - (1) 民意を無視し“力づく”での「理念なき税制改革」の強行
——竹下税制改革の国民への背信——
 - (2) 「消費税」の本質的・技術的欠陥
——救い難い最大の不公正税制だ——
 - (3) 「消費税」9つの大罪
——私が「消費税」値上げに反対する論拠——
 - (4) 税率引き上げの前に仕組みの見直しができるか
——日本の取引慣行の現状から見て難行は必至だ——
- 8 公正で活力ある国づくりを目指して
——国の進路を決めるバックボーンとしての税制のあり方——
 - (1) 「大型間接税」導入の歴史
——いかにして財政当局の半世紀にわたる悲願が達成されたか——
 - (2) いま急浮上の「消費税アップ」の策略
——政治・財界・マスコミによるムード作りの大合唱——
 - (3) 「緊急税制《再》改革」の富岡提案
——国のあり方を決めるバックボーンの立て直し——
 - (4) 「消費税アップ」は国を滅ぼす恐れあり
——国民よ、民族衰亡への途を選ぶな——
 - (5) サラリーマン・生活者を救う富岡提案
——「緊急税制《再》改革提案」のメリット——

- 同年11月2日、『週刊現代』の取材を受け、税制問題で「連続キャンペーン・消費税率を引き上げに『週刊現代』は反対する」の特集で「政府税調の『中期答申』は国民をバカにしている」についてインタビュー（13：30～14：30）に答える。
- 同年11月4日、『週刊文春』の前号（10月28日号）に掲載した私の「緊急提言」に対し、自民党税制調査会副会長の重職にある野末陳平議員から「週刊文春の富岡論文は机上の空論ですよ」と、消費税率の引上げの大キャンペーンを行っている『週刊ポスト』（11月12日号）に“反論”を発表してきた。そこで、『週刊文春』の編集部から、これに対し、野末議員の「誤読」を批判し“再反論”をする「『週刊ポスト』野末陳平氏の長年の税務知識が泣く『消費税引上げ論』は弱者イジメ」をテーマとするインタビュー（12：00～14：30）を受けこれに対して詳細に応答をした。
- 同年11月11日、講談社の月刊誌『CADET カデット』の取材を受け、「サラリーマンのための『税制改革』大研究」を統一テーマとする「所得税減税・消費税率アップは本当に必要か」につきインタビュー（11：00～13：00）に応じ、現状の問題点、改善策と理想的税制、消費税増税と所得税減税の諸論点に詳しく説明をする。
- 同年11月17日、『週刊現代』の取材を受け、税制問題について長時間にわたるインタビュー（22：30～1：00）に対応する。
- 1994（平成6）年1月18日、NHKの「税制問題特別チーム」のディレクターの取材を受け、税制問題についてのインタビュー（18：00～20：00）に対応し、詳細なる説明をする。
- 同年1月21日、NHKの「税制問題特別チーム」のディレクターから、1月18日に続き再度の取材を受けインタビュー（14：30～16：30）に対応し、解説をする。

- 同年2月2日、東京新聞サンデー版「世界と日本・大図鑑シリーズ」の取材を受け、「日本の税制」PART 1「所得税不公正の実態」についてインタビュー（11：00～13：30）に対応する。
- 同年2月7日、木村経済研究所主催の税制問題講演会が参議院議員会館において開催され、「これだけある不公正税制」をテーマに国会議員の出席を得て講演（15：00～17：00）を行う。
- 同年2月10日、『週刊宝石』の取材を受け、税制問題についてインタビュー（14：30～15：30）に対応する。
- 同年2月10日、同日は前述の『週刊宝石』に続いて、『週刊金曜日』の取材を受け、「税金 PATROL」のコーナーで、連載第1回「『連立与党の平成4年度税制改正大綱』が目指す『課税の適正化』は本当に適正なのか」について長時間のインタビュー（17：00～19：00）に対応し、詳しく解説する。
- 同年3月9日、『週刊金曜日』の「税金 PATROL」の連載第2回「不公正税制の是正によって消費税廃止・所得税減税は実現できる」についてスケジュールの調整がつかず深夜に行われたインタビュー（深夜1：15～朝6：15）において解説をする。
- 同年3月22日、福武書店の受験と進路のパートナーマガジン『進学スコープ』の取材を受け、受験生向けの「スコープ公開講座」で「税は政治を映す鏡だ」をテーマにしインタビュー（13：30～15：30）で語る。
- 同年4月9日、日本社会党埼玉県本部主催の講演会が埼玉の社会文化会館で開催され、出講を求められ「公正な社会の建設と税制改革の課題—不公正税制の是正が先決—」を論題として長時間の講演（14：00～17：00）をし、引き続き懇親会（17：20～18：30）に出席する。
- 同年4月12日、夕刊紙『日刊ゲンダイ』の取材を受け、税制問題に関しインタビュー（15：00～16：00）に応じる。

- 同年4月21日、『東京スポーツ新聞』の取材を受け、税制問題に関しインタビュー（13：00～14：30）に応ずる。
- 同年5月12日、東京新聞サンデー版「世界と日本・大図鑑シリーズ」の取材を受け、「日本の税制」PART 2「法人税不公正の実態」についてインタビュー（18：35～20：30）において解説をする。
- 同年6月9日、婦人経済連盟の講演会が東京都中央区の日本橋倶楽部において開催され「これからの日本のあり方と税の『公正化』への挑戦」を演題として講演（17：15～19：10）を行い、続いて会食（19：20～20：00）とサイン会（20：00～20：20）が行われる。
- 同年6月17日、テレビ朝日の「スーパー・モーニング」熱血コラム「消費税上げ」に出演してお話（9：25～9：50）をする。
- 同年7月5日、徳間書店の『月刊サンサーラ』の取材を受け、税制問題についてインタビュー（13：45～16：00）に対応する。
- 同年7月9日、中央大学企業研究所主催、中央大学学会と南甲倶楽部の後援で「これからの日本と企業経営」を統一テーマにした公開講演会が東京都千代田区の神田駿河台の中央大学駿河台記念館にて開催された。講演は、私が「これからの日本とこれからの税制—税務行政と税務会計学研究の経験を通じて—」で、中央大学OBの経済界での著名な実業家として活躍している株式会社イトーヨーカ堂の代表取締役の鈴木敏文社長の「変化に対応する企業経営」であった。講演会（15：00～17：30）は、池上一志企業研究所長の開会の挨拶、司会は吉沢四郎教授で、講演は私が先に、続いて鈴木社長の順で行われ、前田重明教授の閉会の挨拶で終わった。講演会終了後、同記念館において懇親会（18：00～19：30）が盛大に行われ熱気に溢れ非常に盛り上がった。
- 同年7月20日、『朝日ニュースター』のテレビ収録について打合せのためプランナーとディレクターと協議（10：30～12：00）をする。

- 同年8月2日、南九州税理士会の統一研修が開催され、この講師として出講を要請され、熊本、大分、宮崎、鹿児島との4会場に分かれ、「税制改革の基本的課題」を論題に各会場とも丸1日間の長時間の講演を行う画期的なスケールとプランによる大研修会であった。このような大行事となったのは、同税理士会の会長が中央大学商学部の富岡ゼミのOBである岩本俊雄君の格別な尽力によるものと思われる。各会場とも、講演の前夜、多くの役員会員の参加による盛大な会食会が開かれ極めて丁寧な接待を受けた。

第1日目の熊本会場の講演は、熊本市のニュースカイホテルにて講述（10：00～12：00、13：00～16：00）をする。

- 同年8月3日、南九州税理士会の統一研修の第2日目の大分会場の講演は、大分市のトキワ会館にて講述（10：00～12：00、12：50～15：50）をする。
- 同年8月6日、『朝日ニュースター』のテレビ放送番組「ぶっちぎりトーク」の収録で「税金を徹底的に考える」をテーマに語り（13：15～16：00）解説をする。
- 同年8月8日、南九州税理士会の統一研修の第3日の宮崎会場の講演は、宮崎市のホテルプラザ宮崎にて講述（10：00～12：05、13：05～16：20）をする。
- 同年8月9日、南九州税理士会の統一研修の第4日の鹿児島会場の講演は、鹿児島市の城山観光ホテルにて講述（10：00～12：05、13：00～16：05）し、統一研修を終了する。
- 同年8月25日、産経新聞の取材を受け、「税制再改革の進め方」についてインタビュー（10：30～12：15）に対応する。
- 同年9月9日、関東信越税理士会の統一研修が開催され、大宮市の大宮市民会館において「現行税制の課題と抜本改革への提言—これからの

日本のあり方と税の“公正化”への挑戦―」を演題として講演（10：30～12：30）を行う。

- 同年9月11日、大阪建設労組の講演会が大阪市のエルおおさかにおいて「日本税制の改革課題とその進め方」を演題として講演（13：30～17：00）を行う。
- 同年9月26、『週刊現代』の取材を受け、「税制改革問題」についてインタビュー（11：00～13：20）に対応する。
- 同年10月1日、一橋大学経済研究会からの要請により一橋大学において同研究会のメンバーの教授グループに対し「日本税制再改革の基本構想提案―不公正税制の是正による『増収試算』の算定基礎―」をテーマに長時間にわたり講述（14：00～17：30）をする。これに対し、特に、「増収試算」について、理論的な考え方や計算手法について多くの教授方からの熱心な質問や意見が出され詳細なる説明をした。研究会の終了後、招待会食会が開かれ丁寧な接待（18：00～19：30）を受ける。この研究会が開かれた契機は、私が『商学論纂』（第35巻5・6号、1994年3月25日発行）に発表した上記のテーマについての論文に一橋大学大学院経済学研究科の福田泰雄教授が注目してくださったのを契機に、私に対する出講を要請するに至ったのである。
- 同年10月21日、朝日新聞の取材を受け、税制改革問題についてインタビュー（11：00～12：00）に対応する。
- 同年11月2日、中日新聞の取材を受け、「税制改革―不公正の是正が先決」についてインタビュー（9：40～10：30）に答える。
- 同年11月18日、鈴鹿建設労組の講演会が開催され「消費税の問題点と対応の進め方」について講演（19：15～20：45）をする。

Ⅶ 創設された消費税の不公正を究明した論考による闘い

—消費税導入の税制改革の不公正さの徹底批判—

1 国と文化を減ぼす消費税の強行導入をし不公正を拡大した理念なき「竹下税制改革」の批判

消費税の実施の直後の時期に、ほんの木社発行の月刊誌『Update アップデート』の緊急インタビュー「税制改革の基本課題を問う」から取材を受け所見を表明し、これが同誌の1989年6月号（アップデート、第2巻第3号、1989年6月3日発行）に発表された。

同誌は、冒頭に掲げたりードにおいて、インタビューの趣旨について次のように述べている。

「不公正税制を助長し、国民の間に格差を広げる悪平等な弱い者いじめの消費税に対する批判はますます高まっている。しかし、この消費税騒動のみに目を奪われていてよいのだろうか。今後、30年、40年と税金を払い続け、社会の一員としての責任を果たし、よりよい社会を築いていかななくてはいけない私達は、今こそ税の本質に目を向け、より公正な税の理念と、その実現を追求していかななくてはならない。売上税問題、そして今回の消費税問題をはじめ、一貫して現行税制の歪み、不公正の是正が必要であることを強く訴え続ける中央大学富岡教授に、私達の未来を左右する税制の問題点とその基本課題を緊急インタビュー。」

同誌によるインタビューにおいて、以下のように語っている。

(1) 税の理念とは

税は国の公共活動の源泉であり、担税能力＝応能負担原理に基づいて課

税され、同時に所得再配分機能が期待される。しかしこの機能は十分に果たされていない。

—— 消費税が導入されて1か月、全国至るところでこの税の持つ矛盾や欠陥を問う声が高くなっています。今こそ国民1人ひとりが税の本質、そして税制改革の真のあり方を考えるべき時と思います。

富岡 日本の社会は、人権が尊重され、言論、思想、表現の自由が認められ、同時に各人の自由な経済活動が保証されているはずで。そして活力のある自由なよい社会であることが期待されています。

こうした自由経済社会の中で、個人も企業も自由な経済活動を伸ばしていくことは非常によいことです。ところが、人間にも企業にも力の弱いものとそうでないものがあり、現実の社会で自由な競争を認める場合には若干の歪みが出るのです。そこでその歪みを是正する措置がないと自由経済社会は維持されていかなくなります。自由経済社会のメリットを伸ばし、デメリットである富の格差、大きな者はますます大きくなり、小さい者はますます貧困になることを防ぐためにあるのが税の持つ所得再配分機能です。

税というのは、国家の行政活動のために必要な資源です。これを国民から提供を受けてそれによって政治がいろいろな施策を行うためのファンドなのです。つまりは税は国の公共活動の源泉です。と同時にもう1つ、税には所得再配分のための機能があります。

税は本来、担税能力に応じて、力の強い人はより割高に、力の弱い人は割安に、そしてもっと力の弱い人からはいっただかずに逆に福祉をとという形で援護するという応能負担原理に基づいた富の再配分が行われる、これが自由社会の基本的なあり方です。そこで、この機能が十分に果たされているかどうかの問題なわけですが、今は残念ながら果たされていないと回答

えせねばなりませんね。

—— そこで不公平を生み出す税制の不備が浮かび上がってくるわけなのですね。

富岡 日本の税の制度は建前としての仕組みはよいのです。税金というのは納税者国民の担税能力によって払うべきものです。その担税能力の指標は何か、というとそれは「所得」＝インカムです。このインカムをベースに課税する税金＝インカム・タックス＝所得課税中心の税の仕組みが最も良いのです。個人の場合には所得税，法人の場合には利潤にかかる法人税というわけです。で、日本の税制は制度的仕組みとしては立派なものでしたが、その中身に問題があるのです。

(2) 問題点は何か

資産所得課税の空洞化，特権的優遇税制の存在，タックス・イロージョン，タックス・シェルター，タックス・ギャップが大きく，さらに，多国籍企業の租税回避の放置など格差を拡大する現行税制の歪みと不公正。

—— 税制改革により誰かが得し，誰かが損をするという不公正がでてくるわけなのですね。

富岡 そうです。そこで現行税制の歪みに焦点を当ててみますと，まず①資産所得課税の空洞化と給与所得に対する相対的重課の現実があります。例えば，地価高騰によって1坪3,000万円，4,000万円と値上がりした土地を売って儲けた人，あるいは株が急騰してそれを売って儲けた人，それに貯蓄による利子所得が大きい人達，つまり労働によらない所得，これを不労所得，資産性所得といっていますが，こういうものを持っている人達は持っていない人達に比べて担税能力があるはずですね。ところが残念ながら，今までの税制および税制改革後の税制においてもそれらに対してさまざまな政策上の理由のもとに分離課税という形で低い課税しかしていま

せん。

—— 一方、毎日満員電車で揺られて、苦勞をして働いている労働者・サラリーマンは理屈通りの税金を取られていると。

富岡 サラリーマンの税金も決して高くないです。ただ、土地や株の譲渡所得、利子所得にかかる税金が安すぎるので、それらに比べてサラリーマンの給与にかかる税金の割合が高くなっており、給与所得に対する税の相対的重課という結果になっているのです。「私は相当に税金を払っているのに、隣のおじさんは土地を売って大儲けしたのにどうもあまり税金を払っていないらしい、不公平だ」と。

税金はバランスが大切です。だからむしろ給与所得に対する税金を下げ、土地、株の譲渡所得や利子所得などの資産性所得＝キャピタルゲインに対する課税を上げればよいわけで、そうすれば公平になる。それが今回の税制改革の課題だったのですが、それがなされませんでした。

—— それでは持てる者、持たざる者の格差は、ますます拡大してしまいますね。

富岡 昭和50年と61年をくらべてみると、全国の住宅地価格は約2倍、個人所得の株式時価は15兆3,000億円から71兆3,000億円と実に4.7倍になっています。問題はこのように個人の資産形成がなされて、財産の蓄積は進んでいるのですが、それがバランスのとれた形で平均的に国民の間に増えているか、といえば、そうではないのですね。

ところがそれは土地、株を持っている者と、土地、株を持ってなかった者との間に膨大な資産格差を生み出し、その格差と隔絶は無視できないくらいに次第に極大化しているのです。これは政府も認めています。昭和61年11月18日の閣議に報告された“多様化する生活と国民意識”というサブタイトルのついた国民生活白書が出ましたが、これでは住宅、土地、金融資産などを「持てる者」と「持てない者」との格差の拡大に注目して「景気

は順調に拡大し、生活の多様化が進んでいるのに国民に豊かさの実感がそれほどないのは不公平感があるからだ」としています。これは土地や株の上昇によって資産格差がますます拡大し、それが生活格差となって一段と拡大し、「経済大国，生活小国」という悲劇が存在するわけです。『持てる人はさらに豊かになるが、持てない人は持っている物までも取り上げられる』という、これは聖書の言葉です。暮らしの格差の拡大が人々の心を悩ませ、むしろみ退廃させ、やがて文化も衰退して国が滅びていくことになりかねません。

—— 税はまさに文化の問題ですね。

富岡 そう。そして②政治家，宗教家，医者など「聖職者」および大企業の経営者（フリンジ・ベネフィット）など，特定階層者に対する特権的優遇税制の存在があります。日本の税制で問題なのは以上のようなこの世で尊敬される立場にある人や大企業の経営者など，特定階層に対する特権的税制があることです。例えば政治家の政治資金には税金がかかっていません。いくらもらっても政治資金に使いました，といえば，1円も税金がかからない。宗教家ではお寺のお坊さんがお布施をもらったり，葬式代をもらっても税金がかかりません。それで儲けた金が貯ったからさらに財テクして儲けている。それにも税金はかからない。そういう点で宗教法人課税にも問題があります。

お医者さんになるためには元手がかかる，医療のために公共福祉のために努力しているのだなどと，いろいろな言い分はあるかもしれませんが，医院や医療法人に対する優遇税制については未だ納得は得られていませんね。客観的にみてこれらの人々は一般の市民に比べて税制上特別な地位にあるのです。

そして大企業の経営者，社長さん重役さんは会社の車で送り迎えしてもらっていますね。家も社宅に入ることがあります。それが豪邸であっても

非常に安い家賃ですませており、その家賃補給は非課税で済む。現物給与の計算が少し甘いのですね。それから年間日本全体で4兆円もの交際費が使われています。毎夜のごとく一流の料亭とかレストランでぜいたく三味な飲食が行われています。1食3万円とか5万円とかね。会社の重役、社長だってそんなお金は個人のポケットマネーではとても払えませんよ。全部そのツケは会社に回るのです。そして社長さん達がお客さんといっしょに食べた分には全然税金がかかっていません。これを非課税の経済的利益、非課税のフリンジ・ベネフィットというのですね。

一流会社の部長になれば交際費のワクが50万円だとか、重役になれば100万円だとか、専務で300万円、社長になれば無制限だとか。だからみんなそれを励みに一生懸命がんばっている（笑）。

つまり現物で給料をもらったときには税金はかかるわけですから、そういう有形無形の経済的利益に対しても所得税を厳密に適用すれば何らかの形で評価して課税しなくちゃいけないのです。今回の税制改革でもこの辺にはまったく手がついていません。これらの中では医師優遇税制をちょっと直したただけでした。

さらに③タックス・イロージョンの拡大とタックス・シェルターの放置による特定大企業に対する課税の空白化の進行です。タックス・イロージョンというのは課税所得の浸食という意味で、本来、課税すべき所得が大企業や資産家への税の優遇措置で虫が食った薬のように抜け穴だらけで小さくなっている。課税ベースが削られているのです。課税ベースが減れば税収も減るわけで、そこから一定の税収を上げようとすれば税率が高くなるのは当たり前ですね。ですから、本来課税所得であるべきものがその3分の1ぐらいしかとらえられていない。だから税率は50%程度と高いのです。300×50%=150です。ところが、本来課税すべき所得を完全にとらえて課税すると、これまでの50%という高い税率が3分の2の30%位で済

むのです。1,000×30%=300。税率を3分の2に下げても税収は倍入る、というのが私の提案で、これをやるのが真の税制改革です。

タックス・シェルターというのは税金の隠れ家の意味で、大企業や資産家が利用している税金逃れです。隠れ家はいっぱいあるのです。私が消費税に抵抗しているのは、消費税それ自身も大いに問題があるが、それを導入する前にやるべきことをやっていないところに問題があるとしているわけです。

次の問題点が④多国籍企業など、国際的事業活動を拡大している巨大企業の国家帰属からの離脱です。多国籍業というよりむしろ無国籍企業です（笑）。国籍不明、国家帰属の意識など全然なくて世界のいずこにも帰属しないで自由にやりたいというのがあの組織です。

現在の社会には、政治的には国境は残っていても経済の側面においては国境という概念はありません。国家のワクを越える国際経済化、世界化が進展して「課税にみる大企業の国家への反逆現象、脱税の国際化、巧妙化、大規模化」が急速に進行しているわけです。いいかえれば多国籍業は日本という国の行政権力の及ばないところで勝手気ままな行為をしている。そして彼らはカリブ海のバハマ、バミューダ、オランダ領アンティールなどにペーパーカンパニーを作って、そこに本店を置いて、日本に税金を払わないようにしているのです。

——先生の論文では総合商社のほとんどが日本に税金を払っていないそうですね。

富岡 ところが、三菱商事は昭和60年3月期は、日本という国に法人税を1円も払っていないから、日本国内で人が働いていないかというと、昭和63年3月末では日本国内に7,347人いるのです。海外には416人。現地社員が1,629人。合計9,392人のうち国内は78.2%いるのですね。三井物産は84.2%、丸紅は78.4%となっています。人間が働き所得を生むと思うのですが、

どういうわけかこの人たちは日本の税制上の現実でみる限り、あまり所得を生んではないのです。でもこれは脱税ではないのです。外国税額控除制度の欠陥によるのです。たしかに、今回の改正で一部手直しはありましたが、未だ不十分であり、こういうことが可能な税の仕組みなのですね。

(3) 不公平の原因

政・財・官の癒着構造、金権政治、サイレント・マジョリティを無視する特定利益集団と自民党族議員の癒着——税制改革を利権化する政治家と国民のたかりの構造。

——ではこのように現行税制を歪めたのは誰で、その原因は何でしょうか。政治制度までかかわってくると思うのですが。

富岡 まず①大企業と政府の癒着——政界、財界、官界の重疊的な癒着の構造の定着ですね。重疊的というのはがんじがらめに重なり合って、ちょっとやそっとでは離れない、それ自体が1つに固定化されているということですね。

もう少し具体的にいうと②政治の金権体質と個別利益誘導型政治への墮落です。今回、消費税が成功したのは竹下さんの産業界への根回し、金配り、アメ配りが功を奏したのです。業者が消費税で損をしないような仕組みを作って、売上税に反対した人たちをなだめたわけです。

そこで勘定高い金儲けに狂奔している商人どもがそれに乗ったわけです。その政治姿勢はみごとというより、愚かなりですね。

そして③サイレント・マジョリティ（声なき大衆）を無視し、ノイジー・マイノリティ（特定利益集団）と自民党「族議員」の癒着もとんでもないことです。

——消費税実施直前にある政治家が「国民に不満があらうと断固消費税はやる。支持率はゼロになっても、マイナスにはならないだろう」と開き

直っていました。声なき声などとつくに無視していますね。

富岡 今の自民党政府では、政府が法律案を国会に出す前に党内で決めるのです。閣議で決定する前に自民党の郵政族の牛耳っている郵政部会とか建設族の牛耳っている建設部会とか、自民党の関係各部会にはかり、承認がなければ政府は法案さえも作れない。部会で承認されれば閣議決定ですが、閣議だって自民党から選ばれた大臣が行っているのですからね。

—— 仲間内で否決されることはない。

富岡 国会はノイジー・マイノリティと自民党の族議員の取引によってできあがった法案につき野党にも少しは質問させて、いかにも審議しているようにみせながら法案を法律に変える儀式の場、セレモニーに過ぎないのです。

ところでこの8年間はゼロシーリングとあって、国の財政赤字のために新しい予算がつけられなかったわけです。政治家は自分の選挙区に予算を持ち帰って橋を作る、道路を作る、文化会館を作ることが次の選挙を安全確実なものにし、よい先生だ、力のある議員だと尊敬されるのです。それで、今まで予算に砂糖にたかる蟻のように群がっていた議員が今度は税制にたかったのです。税制をいじることによって自分の支持者、特定の産業界、頼まれた人達に有利になるように④税制改革を政治家が利権化し、税制を空洞化させ、租税論理を完全に破壊したのです。政治家が利権をあさり、政治資金と票を稼ぐ道具に税制改正はなったのです。その場が自民党税制調査会です。ですから私が最初にお話しした現行税制の歪み、不公平は直らない、直るところかますます拡大するわけですね。

—— 政治家の質も問題ですし、国民の側にも大きな問題がありますね。

富岡 その通り。⑤個別利益優先型の議会制民主性のデメリット面が露呈したということですね。デモクラシー・議会制民主主義というのは人間の英知が到達したよりベターなシステムだが、ベストではないのです。ど

んなものにも欠陥があるのです。残念ながらそのデメリット面だけが露呈したのです。そして政治家の資質の低下をもたらした。

同時に政治家ばかりではなく、国民の公共意識の希薄化が問題です。こういう政治家を選ぶばかりではなく、政治家にたかりをする構造ですね。お葬式があれば花輪が来るだろう、結婚式でスピーチをしてもらおうとか、お祝いをいただく。受験・就職の時に面倒をみてもらおうとか。国会見学にきた選挙民を議員や秘書が案内し議員食堂で食事を招待し、バスに乗って東京見物をしているのをよく見かけますが、あれはお金がかかりますよ。

——選挙民のたかりの一種ですね。

富岡 まあ、そういうような政治家の資質の低下と国民の公共意識の低下、どっちもどっちですね。この際、全部が反省してそれを直さなくては。だが問題はそれをどう直すかだが、直る情勢がなかなか出てこないようです。

(4) 税制の墮落

所得課税の空洞化と崩壊の促進、消費税による不公正税制の追加、特定大企業優遇税制の恒久存続化、大型間接税への重点的移行が租税民主主義を衰退させる。

——消費税が導入されて、税金問題はこれで終わりだ、という人もいますが、若い人達にとってはこれから始まるわけですね、これから何十年にわたって。

富岡 そうです。重大なことなのです。問題はなぜこんな大型間接税の導入を執念深くやったのかということなのです。

原因はひとつです。所得税のような税金は応能負担原理に即応するとともに、所得再配分からいっても理想なのです。すぐれた税制ですね。とこ

ろが国民の公共意識が希薄になって自分たちファミリー単位のエンジョイだけ考えて、国や社会に対する意識が欠如してきているのです。だから、いったんフトコロに入れたお金を税金として出すことには抵抗するのです。このため直接税が取りにくくなった。それは政府の威信の低下によるわけです。

そこで竹下首相は、税を物価に変えてしまって、物やサービスの値段を上げて取ってしまうということを始めたのです。消費税というのは税ではなく、物価なのです。

—— 物価の値上がり分を一律の割合で税として取っちゃうわけですね。

富岡 だから、応能負担原理とか所得再配分という税の本質が全く存在しないわけですね。消費税導入で税が根本的に変わってしまい、今までの税の哲学とか理念が大転換したということです。

—— 要するに現行税制の不公平を是正しないで、本来税金を取るべきところから取らず、持てる者からも持たざる者からも一律に有無をいわず物価として取ってしまうおうということですね。

富岡 そこで、現行税制の不公平の是正によって本来税収となるべき金額はどのくらいになるのか、私の試算では昭和62年度平年度分で7兆7,900億円、昭和63年ではマル優の廃止をやったから6兆3,500億円になる。それだけの巨額な税収が本来あるべき税収から抜けている。

—— 逆にその分、税制の優遇措置や欠陥で得をしている特定の人や企業があるということですね。

富岡 是正すべき項目を挙げてみると、個人の所得課税の面では、①貯蓄課税の是正、②配当課税の是正、③有価証券の譲渡所得課税の是正、④土地の譲渡所得課税の是正、⑤政治資金課税の是正。法人の所得課税については①受取配当課税の是正、②配当軽減措置の廃止、③引当金制度の是正、④税務会計制度の自由化の是正、⑤外国税額控除制度の是

正、⑥ タックス・ハイブンを濫用の規制強化、⑦ 海外取引による脱税の取締りの強化、⑧ 準備金・特別償却等の租税特別措置の整理、と以上の項目があり、これを1つ1つ計算してみるとなぜ消費税導入がいけないかということがよくわかります。

(5) 消費税の欠陥

逆進性による不公正の拡大、放漫財政への危険、直接税の不公平の固定化が本質的欠陥、帳簿方式による転嫁の不透明化と桁ちがいに大きい特例措置が技術的欠陥。

—— これだけの税制の不公平があるのに、それには手もつけない、つけたくないというバックグラウンドが消費税導入問題にはあるのですね。

富岡 そう。今回の消費税論議はこのような重大な点をみないで、消費税の表面的にして部分的なところで議論し騒いでいるのです。簡易課税をなくせばよい、免税点を是正すればよいなどと。今、消費税の持つ技術的な部分的欠陥に目を奪われて、消費税そのものが持っている救い難い本質的欠陥を見すごしているようです。それでは政府の術策にひっかかってしまうのですね。

—— 1%であれ、3%であれ、消費税というものを作っておけば、後はいつでも上げることができますからね。

富岡 一昨年の中曽根内閣の売上税のときは飲食料品とか住宅の購入、増改築、家賃、医療品などまで非課税でしたが、今回の竹下内閣の方はかなりひどいですね。中曽根売上税と竹下消費税を比べると一段と弱い者いじめです。前は旅客運送、宅配便、検定済教科書、一般日刊誌、石油などにはかかっていなかったが、今回はすべてかかっています。2歳、3歳の子供がお菓子を買ってもかかっています。

—— 中曽根売上税では身体障害者専用の特定の物品は非課税でしたが今

回はかかっていますね。

富岡 残酷、無慈悲ですよ。生活必需品のすべてにかかる大衆課税です。まさに、人間と家畜の生存に関わる空気以外のあらゆる消費に課税される苛酷きわまりない税金なのです。

—— 税の負担能力とは無関係に払わされるのですね。

富岡 今まで日本は人々の稼ぎ高・所得の大きさ、担税能力に応じて税金を払うということでそれなりの支持はありましたが、今度は広く薄く取るのだという名目のもとでは平等ですが、所得の大きさの違いをみれば逆平等、逆累進、悪平等です。

—— 子供に負担能力はないし、障害者の方はハンデがありますからね。

富岡 昨年暮れの強行採決によって導入された消費税、竹下税制改革は結果的に所得課税の空洞化と崩壊を一段と進めて正義と公正を衰弱させてしまったのです。このフェアネスとジャスティスは国のありよう、国民の生活システムに関わる基本的な哲学であり根本理念です。これが崩れてしまうと、やがて人間の物の考え方にも好ましからざる影響を与え、文化の衰退をもたらし、国を滅ぼすことになる恐れがあるのです。

—— 消費税自体の欠陥はいかがですか。

富岡 消費税は不合理と欠陥だらけです。原因は①帳簿方式、アカウント方式を軸にしたこと、②年間売上高3,000万円以下の免税点を設けたこと、③年間課税売上高6,000万円以下の限界控除制度を設けたこと、④年間課税売上高5億円以下の簡易課税制度を設けたことです。これが売上税に反対した業者、産業界にまいた餌、アメの中身です。そして、⑤弱小業者が泣かされる価格転嫁の困難です。プライスリーダーの大企業はカルテルを作って便乗値上げまでできますが、力の弱い業者や小売店などは税額分を転嫁できず自分で負担し、自滅する恐れもあります。救い難い欠陥と悪平等な弱い者いじめの消費税は廃止するか早急な大改革が必要だと思

います。

(6) 改革への提案

不合理と欠陥だらけの消費税は廃止すべき。21世紀、高齢化社会の安定財源は直接税を中心とし、間接税はあくまでも補完税として位置づけるべきもの。

—— そこで税制改革の目的、あり方とはどんなものでしょうか。

富岡 21世紀を迎えると高齢化社会が到来しますから国としては安定財源を得る必要があります。これを政治、行政は避けて通れません。財源確保については国民の理解がなければなりませんね。では安定財源を得るためにどうするか。そこで間接税にいくか、直接税にいくかに分れますが、私はあくまで直接税中心でいくべきで、応能負担原理、所得再配分機能でキチッと社会の公正と正義を貫きながら、間接税についてはそれを補う意味で奢侈品や贅沢品、高度の便宜品にはむしろ高い税をかけていくという形で、あくまでも補完税として位置づけることに意義があると思います。

間接税を中心に据えるとどうしても国家財政の規模が膨らみ、政府の肥大化につながります。現在、日本人の税負担と社会保険料負担とを合わせた国民負担率は36.6%ですが、政府、行政の肥大化によってどんどん引き上げられていく恐れもあります。現に政府の計画でさえも2010年には10%も上がる。そうすると社会に活力がなくなり、さらに資産格差を産み出すことにもなりかねません。私は国民負担率は社会の活性化のためにも政府のこのような率ではなく、40%以下程度に抑えるべきだと思っています。

そして前にも申し上げましたように、消費税よりも現行の直接税＝所得課税の不公平の是正と、資産課税をきちんとやることですね。

—— 私たちはこれから、ズタズタになった税の理念をどう考えればよいのですか。

富岡 崩壊した租税理念をどう建て直すか。これから私がやりたいことは「日本税制再建」です。日本の税制を再建しようということを今こそ国民に訴え、税制再建における基本課題を提起します。

- ① 国民の生活、所得、資産等の格差がどうなっているかを明らかにし、公正で活力ある働きがいのある社会の建設のため、拡大化する社会的不公正の是正を考え、「社会公正論」を追求する。
- ② 所得税の理念と本来的使命の回復を目指すにはどうすればよいか。基幹税の理念と現実を考える「所得税再建論」を取り上げる。
- ③ 日本固有の問題である中小企業の経営実態にマッチした課税の実現をどうすれば図れるか、新しい中小企業課税のあり方を考える「中小企業税制構築論」を提起する。
- ④ 完全崩壊の危機に瀕している大企業の法人課税のあり方を、社会秩序に対する企業のありようと結びつけて、法人税の根本的改革を考える「法人税改革論」を論究する。
- ⑤ 今、世界は税金戦争で燃えています。特に日本とアメリカの間では激しく火を吹いています。世界課税のあり方を探求、地球時代の税制を考える「国際課税調整論」が登場する。
- ⑥ 資産の保有・承継（相続）に対する課税のあり方を考える「資産課税（ストック課税）論」が重要テーマとなる。
- ⑦ 贅沢な商品には高い税金をかけて、生活必需品にはかけてはいけない。生活必需品に近いものには低い税率をかけるというようなヨーロッパの複数税率的な方法を学ぶべきだと思います。これからどうしても税率は上がりますから、そういうことも踏まえて消費にどのような課税ができるのか、消費課税の本質を根本的に考える「消費課税原論」を論究します。以上の7つが日本税制再建論の課題です。

—— どうもありがとうございました。

2 「歪んだ消費税」——選挙目当ての見直し論議で不公正などなくなるものか

消費税導入後での総選挙を間近にひかえて講談社発行の月刊誌『月刊現代』の1990年の2月号（月刊現代、第24巻第2号、平成2年2月1日発行）に「総選挙の焦点をいまこそ考える」を視点とする消費税の欠陥について詳述し、「選挙目的の見直しなどでは日本税制に存在している巨大な不公正はなくなる」ということを主張した所見を発表した。

消費税法は、1989年の「税制改革関連法」に含まれて1988（昭和63）年の年末の12月24日に成立し、翌1989（平成元）年4月1日から実施された。この消費税収が歳入として含まれた1989（平成元）年度予算は同年4月28日に衆議院本会議で与党単独採決により可決され、5月27日に自然成立した。

竹下内閣は、6月2日に総辞職し、宇野宗祐内閣に代わった。宇野総理のもとで7月23日参議院の通常選挙が行われ自民党は大敗し、野党の社会党が大勝した。宇野内閣は8月9日に総辞職をし、8月10日に海部俊樹内閣が発足した。

海部内閣は、1990（平成2）年1月24日に衆議院を解散し、総選挙は2月18日に行われることとなった。野党は一致して消費税の廃止を訴え、これに対し与党自民党は、消費税の見直しに対し柔軟な姿勢を示すことで何としても消費税を維持しようとした。本論はこのような時期に発表したものである。

この月刊誌『月刊現代』は、私の談話を「第一人者が投じる問題の一石」と大きく扱い巻頭論文として掲載した。同誌は冒頭にリードとして、次のように述べている。

「小手先のまやかashiで、ますます複雑怪奇な“お化け”になった欠

陥税制。腐った菓子はいくら包み直してもダメ。いまこそ真の不公正
是正へ踏み出す時だ。」

同誌によるインタビューにより語った所見は、以下のようである。

(1) 国民の不満はなぜ大きいのか

税制は、まさに政治の顔である。その国の政治が国民から信頼されているかどうかは、税のあり方によって決まるといってもいい過ぎではない。

現在、我が国の国民の税制に対する不満は爆発的だといえる。日本の場合、国民所得に対する税金の負担率は、諸外国に比べて決して高くはない。にも拘らず、なぜ、不満がこうまで大きいのだろうか。

いくつかの理由が挙げられるが、根本的にいえば、税制が限りなく歪んでいるからである。制度の仕組みも徴収の方法もアンフェアである。そのことを国民がみんなよく知っているからに他ならない。

平成元年12月1日、自民党は、参院選以来の懸案だった消費税の見直しを決めた。私にいわせれば、「消費税に見直しなどはあり得ない」のである。この矛盾に充ちた税金は、ただ廃止にするより方法はないと思うのであるが、このままでは選挙に勝てないと、何のアイデアもビジョンもないまま、自民党政府は「消費税を見直す」としてしまった。

この見直し案は、結論を先にいえば、現行の消費税の持つ欠陥は少しも是正されていないばかりか、むしろ、混乱と不公正を拡大させる一方だということである。

(2) 小売段階の非課税はまやかし

具体的に指摘しよう。この見直し案の骨子は5点ある。軽減税率の採用、非課税の拡大、表示法、それに、制度と目的・用途の問題だ。

この中で最大のポイントは、酒、外食を除く食料品は、小売段階で非課税にし、生産から卸までの業者間の取引分は、1.5%の軽減税率を導入す

るという点である。生産から流通の途中まで課税し、最後は非課税にするとは、なんとも奇妙ではないか。こんな空中サーカスのような税制は、私の知る限り世界中どこにも見当たらない。

欠陥消費税は、見直しによって世界に類例をみない、複雑怪奇な「お化け」となってしまった。「お化け」が出て、世の中が楽になればよいのだが、果たしてどうか。この非課税案と軽減税率案を足して2で割った折衷案によって、食料品の価格は1.8%ぐらい下がる、と橋本大蔵大臣は国会で説明し、消費者の負担は9,900億円ぐらい軽減されるともいっている。

国民の食料品支出のトータルは、約42兆円（国民経済計算年報88年版）で、そのうち、軽減税率の対象になるのは、約37兆円だろう。かりに大蔵省のいう1.8%で計算しても、6,660億円にしかない。つまり、見直しによって軽減される分はごくわずかで、食料品につきものの包装、配達などの経費は3%課税のままであり、小売段階の非課税効果は極めて少ないといわざるを得ない。

もっといえば、「小売段階の非課税」という言葉は、まやかしのものなのである。所得税なら、非課税といえば文字通り完全に非課税になる。しかし、消費税の場合はそうはいかない。もし、本当に非課税にしたいのなら、生産から小売りまでの全段階にゼロ税率を導入しなければならない。ゼロ税率というのは、仕入れのほか、運賃、宣伝費、容器代など、各段階で発生するもろもろの経費にかかる税金が還付されるということなのである。イギリスでは、食料品はゼロ税率で、各段階で仕入れなどにかかった税金はすべて還付される仕組みになっている。

では、日本もそうしたらよいではないか、と誰もが考える。しかし、それができない。イギリスの消費税がインボイス（税額票）方式なのに対して、こちらのはアバウト課税の帳簿方式だからである。なぜインボイスにしないか。売ったり、買ったりの中身が丸見えになり、ごまかしができな

くなる。そうなる困ると考える人がいる。そのために、「手数がかかる」などの理由を掲げて、業者に反対されたのだ。

(3) 税を見えなくするのも眼目

世界に例のない帳簿方式を始めとして、事業者免税点制度、簡易課税制度、限界控除制度などにより、日本の消費税はもともと不透明な仕組みである。その上、見直しによって、突然、「小売段階の非課税」が入ってきた。国民はいよいよわからなくなってきた。

さらに、小売段階は非課税ということになると、当然、税額表示が姿を消す。こうなると、おそらく、食料品以外の品物を扱っている商店は、他の物の消費税も内税化するだろう。消費税が値札の裏に隠されてしまい、消費者は、自民党の見直し案によって、どのくらい値下げになったのか、さっぱり見当がつかない。見当がつかなくても値下げになっていればまだしも、逆に便乗値上げをされてもわからない。

実は、今度の見直し案は、そこに1つの狙いを持っている。この点はポロリと本音を吐くことで有名な渡辺美智雄元政調会長が、12月1日の高松市における講演で、「消費税を取られたか、取られなかったか。そこをわからなくするのが今度の見直しだ」と正直にいつている。国民から税を見えなくする。そうすれば、税は取りやすくなるという理屈だ。これでは、消費者は浮かばれない。

浮かばれないのは、消費者ばかりではない。力の弱い業者は、消費税を価格に転嫁できなくなる恐れがある。政府は、最初、外税によって、商店や中小企業が転嫁できるように指導した。そのために、非課税業者までもが集まって、転嫁カルテルを作ることまで奨励した。しかし、今度は、その外税を隠せというわけだ。外税でもなかなか転嫁しづらかった、弱い立場の業者は、ますます窮地に追い込まれることになるだろう。

混乱は混乱を呼ぶ。例えば、ひとくちに食料品の小売段階は非課税とい

っても、「小売り」をどう定義したらよいのか。食肉や米の販売は卸と小売りを兼ねている店が多い。仲間に売ったときは課税で、消費者に売ったときは非課税なのか。このように考えていくと、食料品とそうでない物を売っている小売店などは、仕分け作業に混乱を極めることになる。外食は課税対象だというのが、持ち帰りのケースはどうなるのか。非課税の食料品の範囲をどこで線引きしたらよいのか。肥料は、家畜の餌はどうするか。

本当に施行されるとなると大混乱は必至だ。その予測を少し述べてみよう。まず、見直し案が実現したら、税金を還付してもらおうという業者が大量に発生する。なぜなら、1.5%という軽減税率を設けたことによって、仕入れの際に払った3%の税金との差が生じるからだ。おそらく、税務署に対して、還付請求がどっと来る可能性がある。税務署の現場もこれによって大混乱になるだろう。

とはいえ、免税業者は還付を受けられないのが、消費税の仕組みである。現在、年商3,000万円以下の業者は免税だ。農家も商店もほとんどが納税義務はない。件数においては、65.7%が免税業者になっている。そういう人たちはどうするのか。

「あんたたち、還付を受けなければ、課税業者を選びなさいよ」と税務署はいはずだ。年商3,000万円以下の免税業者も課税業者を選べるという制度がちゃんとあり、損をしたくなければ、そうするより他にない。今、大部分の農家や商店主は、消費税見直し案なんて関係ないと考えているが、それは、この還付の問題にまだ気がついていないからだ。自民党は、最大の票田である農家を免税業者にしておこうと、免税点の3,000万円には手をつけなかったが、還付金の問題は意外な落とし穴といえるだろう。

さらに、見直し案は他の問題に広がる。簡易課税制度が成り立たなくなるのだ。簡易課税というのは、周知の通り、年間売り上げ5億円以下の業

者は、ややこしい計算をしなくとも、売り上げの0.6%だけ納めて下さい、という制度だが、今度は売り上げの中に、課税と非課税が混在するようになるからだ。食料品とその他の商品を一緒に売っている業者の場合、どう計算するのか。計算などできるわけがない。

区分けして計算するには、結局、帳簿をバラバラにして、食料品の売り上げと、それ以外の物の売り上げを区別するだけではなく、仕入れ原価や経費などもすべて縦割りの部門別会計できちんとやらなければならない。そういうことができるくらいなら、初めから簡易課税制度など必要なかったと騒いでも、後の祭りになること請け合いだ。

中曽根売上税に反対した業者をなだめるために設けた特例が、ケタ違いに大きい免税点であり、簡易課税制度だった。これは、前述したように世界に例を見ないくらいに甘いアメ玉、つまり、大きな抜け穴なのである。

本当は、見直しの最初の段階では、このような制度的な欠陥を是正するのが最大の眼目だった。しかし、いつの間にか、見直しどころか、議論ひとつしないうちに終わってしまった。

(4) おさまりのドタバタ劇が進行

今度の見直し案は、完全に政治銘柄なのである。このあたりで、今回の見直し案が誕生した舞台裏を覗いてみたい。いわば、これはドタバタ劇のようなもので、私は、自民党のそうした動きを見ていて、消費税は本当に“悪魔の税金”だとつくづく感じたのである。

具体的にいおう。一番先に出てきたのは、食料品の全段階非課税化の案だった。これを推進したのは、「大幅見直し」派の金丸元副総理、海部総理だ。

これに対して、第2案が途中から出てきた。食料品の軽減税率適用案で、最初は3%を2%にするという「小幅手直し」派からのものである。この先頭に立ったのが大蔵省。橋本大蔵大臣がその洗脳を受けて、あちこ

ち走り回ったわけだ。

(5) 生産農家の最大のネックに

第1案には、思わぬ落とし穴があった。最大のネックは生産農家をどうするか、という問題だった。生産、卸、小売りの全段階を非課税にしても、農家の場合、生産段階において農機具、肥料、種苗、ガソリン代等にかかってくる消費税が価格に転嫁できない。そういうコストをどこへ持っていくか。コストアップ分だけ利潤が減ってしまうわけだ。

そこで、自民党は3つのことを考えた。1つめは、仕入れ消費税分は還付する。2つめは、仕入れ消費税分の価格転嫁カルテルを認めよう。3つめは、生産段階だけ現状のまま課税しよう、ということだった。しかし、どれもそれぞれに事情があつてうまくいかない。

困った自民党は、生産農家対策として、では、仕入れにかかった消費税分だけ出荷奨励金を出そうということになった。困ったときは、なんでも“カネ”で解決するのが自民党の体質である。騒ぐ国民には補助金を配る。これが40年間に培った金権体質であり、個別利益誘導型政治の特徴である。

ともかく、第1案が暗礁に乗り上げているところに第2案が出てきた。この軽減税率適用案の狙いは、消費税の骨格をなるべく動かしたくないところにある。構造を変革しないで、なんとかお茶を濁そうというわけだ。

第2案は、いわば苦肉の策だといえる。軽減税率であるから、農家も建て前としては、価格に上乘せできる。3%が2%に下がるのだから転嫁できる。そうなると、仕入れにかかった消費税分をどうしてくれるのか、という問題もなくなる。しかし、生産物の値段が上がり過ぎて、今はむしろ下げようという時代になっている。建て前では転嫁できても、経済法則においては、実際問題として転嫁は難しい。

この第2案は、消費者にもいい顔ができるようになっている。税率が下がっているからだ。しかし、税率が下がったからといって、物の値段は果して安くなるか。その保証はどこにもない。このように、この案は、建て前と本音をうまく使い分けた老獪^{ろうかい}な苦肉の策だといえるのだ。

大蔵省は、第2案によって消費税制の骨格、体質をあくまでも維持しなければならなかった。つまり、原則非課税なしの無差別課税、流通のすべての段階で課税する、多段階課税の維持である。食料品を非課税にすると、次は医薬品だ。その次は下着だ作業服だと進み、結局は総崩れになってしまう。売上税の二の舞になるおそれがあるからだ。

売上税は最初の非課税範囲が7品目だったが、議論を進めていく中で、43品目に膨れ上がり、最後は、漁船まで非課税になって、ついに51品目になってしまった。自民党の議員としては選挙区の業者にプラカードを持って、「お願いしますよ」とやられては、どうにもならなかったのである。

また、大蔵省が、非課税でなく、卸までの途中段階に消費税を残したのは、将来を考えた上のことでもある。全段階を非課税にしてしまうと、将来課税範囲を拡大することができなくなるが、2%という数字があれば税率を上げるのは不可能ではない。そういう伏線も残した案なのである。

ところが、実際は、この第2案に落ちつくまでにさまざまな紆余曲折があった。反発や批判が渦巻いたが、そのほとんどは、税制の改革というより、選挙を意識しての思惑だった。まさにそれは、税の論理と政治の論理の葛藤であり、そのまま、自民党の苦悩を象徴する悲劇のドラマでもあった。

結局、第1案と第2案を足して2で割った、わけのわからない妥協案が第3案として誕生したのである。

(6) こちらも自然増収が頼りか

難産の末に生まれた見直し案だが、複雑怪奇な上に財源手当がまったく

ないという重大な欠陥を持っている。見直しによって、減税分は総額で1兆2,800億円規模になると宣伝された。実は、これに代わる財源がどこにあるのかわからない。面白いことに、自民党は、自分たちの出した見直し法案の財源にはひと言も触れていないのである。

4 野党が消費税の廃止法案を出した時は、「廃止した場合の不足分はどうするのだ。代替財源がないのは無責任だろう」などと追及した。お人よしの野党は、自民党のそうした術策によって、代替財源法案を出したが、これがまたさんざんな目にあつたわけなのだ。

野党の作った代替財源法案についていえば、内容的に私は不満だった。しかし、大蔵省、官僚、行政機関の世話にならないで、政治家がまがりなりにも、自らの手で法案を作った。いままでの国会は、自民党が大蔵省の作ったものを持ってきて通すだけであつた。これでは、国権の最高機関だといつても国会なんて儀式の場にすぎない。

内容的に野党の代替財源法案が不満だといつたが、それは、消費税がなくなった分だけの金額をなんとか捻り出そうという消極的で場当たりのな発想だからだ。足りない分は自然増収に持っていった。これでは次元が低い。税制全体をトータルにみて、どこに問題があるのかという、もっと根源に踏み込んだビジョンを持って欲しかった。

(7) 7兆8,000億円の財源か

頭が痛くて熱がある。体もだるい。それなら、頭痛薬を飲んでおけ、という発想では、しっかりした理念と高いビジョンの税制は生まれえない。体のどこかが悪いときは、本来は徹底的な精密検査をしなければならないはずだ。消費税について、国民が騒いでいるから、騒いでいる部分を応急的になんとかしようという考えで作ると、野党の出した法案のようなものになってしまうのだ。

しかし、消費税の存続を狙う自民党の見直し案は、これまた不透明感が

漂う。結局、腐った菓子をどう包んでも、臭いで腐っているのはわかってしまうということだろう。消費税は、腐った菓子なのである。ズバリいってしまえば、消費税は税金ではない。流通のあらゆる段階でモノの値段に変身した物価なのだ。人が生きていくこと自身が課税の原因になっているのだから、負担能力とは無関係になる。これはもう、税の本質を持っていない税だ。

この税法の矛盾と不公正をなくすためには、根っこから刈り取るしかないのだ。私たちが、いま考えなければならないことは、消費税を残すかどうかなどという問題ではない。もっと目を見開いて、最大の急務である不公平税制の是正をどうやって進めるか考えるべきなのだ。

私の試算によれば、不公平税制の是正によって、平年度ベースで、7兆8,600億円の財源が出てくる。所得税では、貯蓄課税、配当課税、有価証券の譲渡所得課税、土地の譲渡所得課税、医師優遇税制、政治資金課税の是正などで4兆5,600億円。法人税では、受取配当課税、貸倒引当金、税務会計制度の自由化、外国税額控除制度の是正などの他、税金大国といわれるタックスヘイブンの乱用の規制、海外取引による脱税の取り締まり、移転価格操作の規制、公益法人・医療法人課税の是正、特別償却・準備金の整理などで3兆3,000億円。合わせて7兆8,000億円あまりもの巨額の財源が確保できるのである。

(8) 消費者と生活重視のために

このように、いまの直接税制は、課税ベースに多くの問題を抱えている。その最大の原因は、タックス・イロージョンが拡大し、タックス・シェルターが点在していることである。タックス・イロージョンとは、課税されるべき所得が虫食いとなり、本来の姿より所得が小さくなってしまっている現象をいい、タックス・シェルターは、タックス・ヘイブンの濫用など巧妙なテクニックによって税金逃れをしている状態をさす。こういう

ものが放置されているから、日本の直接税の税率は高くしなければならないのだ。

現行の税制の最大の欠陥は、資産性所得に対する課税が脱落していることだ。利子や配当、土地などで設けた人たちが、ほとんど税金を払っていない。そのために総合課税が空洞化し、相対的に勤労所得者の税だけが重くなってしまう。

現在の法人税では、経済的実態から著しく遊離した非現実的な基本的仕組みにより、大企業の持ち株による財テク非課税や国際課税の欠陥を利用した多国籍企業などの世界的スケールによる税金逃れの放置など、大企業がその稼ぎにふさわしい税金を国に払っていない。

不公平税制を是正すれば、現在のような消費税は必要ない。しかし、自民党は、このような極めて大きな問題を残したまま、消費税という新たな矛盾を国民に突きつけたのである。不公平という大きなコブが税制の顔の一方にあるのに、今度は、反対側に消費税というもう1つのコブをつけてしまったのだ。

なぜ、不公平税制の真犯人であるタックス・イロージョンなどを解消しないで、消費税を導入したのか。答えは、政治家が税制改革を利権化したからだ。その利権の場が自民党税制調査会である。ここは、集票と政治資金の集金の場と化している。陳情を受け、その中で妥協しながら税制を作っていく。税制を歪めているのは政治家だ。何が消費税だ、何が見直しか。ふざけるのもいい加減にしてもらいたい。泥棒に泥棒が捕まえられるものか。

今日までの日本社会は、ともすれば企業中心であり、効率に重点を置いていた。しかし、これからは、消費者を重視し、生活に視点を置き、豊かな国民生活を実感できる社会を作っていかなければならない。

政治家よ、大企業と癒着する発想をこの辺で転換し、国民中心の政治の

仕組みを考えてみたらどうか。税制もその一環なのである。

真の税制改革に着手できるかどうかは、まさに、次の総選挙にかかっているのである。

3 税制改革はどうなる——再見直して妥協か「消費税」の結末

消費税導入後における1989（平成元）年7月23日の参議院の通常選挙に続いて1990（平成2）年2月18日に行われた衆議院の総選挙で、与党自民党は若干の議席減となったが絶対数をかなり上回る議席を確保した。その直後に月刊誌『月刊現代』の1990（平成2）年の4月号（月刊現代、第24巻第4号、平成2年4月1日発行）の「最新大予測！ 自民圧勝後の日本と世界」の特集に「税制改革はどうなる」について取材を受けインタビューに応じて「消費税の結末」について語った。

同誌によるインタビューで語った「再見直して妥協か“消費税”の結末」について語った所見は、以下のようである。

(1) 自民党もやむを得ぬ「再」見直し

もし選挙で自民党が過半数割れをしたなら、消費税は問題なく廃止されただろうが、現実には自民党の安定多数の確保という形で選挙は終わった。消費税はこのまま存続するのだろうか。

昨年12月1日に発表した自民党の見直し案は、このまま衆議院に提出して可決されたとしても、現状では参議院は通らない。しかし、4野党の出した消費税廃止法案は参院では通ったが衆院では日の目をみない。するとどうなるか。結局、大蔵省が喜ぶ現在の消費税が1日1日生きていくということになる。これでは、自民党にとっても、野党にとっても、「公約違反」ということになる。

そこでおそらく、消費税をどうするかという問題をテコにして、税制改革を見直す論議が白熱化することになるだろう。

相手が公明党であれ民社党であれ、あるいはその両方であれ、手を組むために、自民党はもう一度消費税を見直すことを余儀なくされるだろう。要するに、再見直しである。

一部野党を取り込むために、まず、自民党が現行の消費税をどういう形で再見直しし、妥協を図るか。

消費税の見直しといっても、性格別区分をすると、3つに分けられる。

まず第1は名目的見直しだ。これは税額表示の変更と目的税への変更の2つがある。前者は、現行の外税を今度は内税にしようという狙いだ。その手がかりとして、自民党は、見直し案で酒と外食を除く食料品の小売り段階での非課税を打ち出した。生産から流通の途中まで課税し、最後は非課税にするという奇妙な制度を考えて税を見えにくくしようというわけである。だが、おそらく、このような策では、「またごまかす気か」と国民の反感をかうこと必至である。

目的税への変更のほうは、福祉目的税への変更によって国民を納得させようというわけだが、現在の福祉予算は11兆円。消費税の国税収入は3兆4,000億円。その格差は大き過ぎる。もし消費税の収入によって福祉をするならば、税率を今の3倍にしなければ賄えるものではない。つまり、名目的に見直すのは意味がない。それに、福祉目的などと、名前を変えただけで歪んだ税制を国民に飲まそうとしてもうまくいくはずがないのだ。

2つめは、技術的見直しである。現行の消費税では、中小企業への特例として、年商3,000万円以下は免税業者、5億円以下を簡易課税業者、そして、6,000万円以下には限界控除の制度がある。だが、この特例の見直し案は意外に早く出てくる可能性がある。というのも、実は、政府の平成2年度の税制改革要綱には、5月のデータを見た上で、次のように見直しの指示を出すことになっている。つまり「3,000万円以下」は「1,000万円～500万円」ぐらいに、そして「5億円」は「1億円」とし、段階的に廃

止。限界控除制度はいきなり廃止となる予定なのである。

(2) 非課税品目拡大とゼロ税率で

3つめは、これが最大の問題といえる内容的見直しである。つまり非課税品目の拡大と複数税率化の問題だ。おそらく、消費税が残るとするなら、この部分が変わっていくのだろう。自民党の見直し案では、食料品の小売り段階での非課税ということだったが、野党と妥協できるとするなら、思い切って、最低でも食料品の全段階非課税を導入するよりほかにない。

現在の見直し案による非課税品目の範囲の拡大は、出産、火葬・埋葬、入学金、学校施設整備費、教科書、身障者用品、老人福祉センター事業、在宅サービス、それに個人住宅家賃などである。しかし、例えば、中央大学の場合、今年4月から授業料を1.33%値上げする。授業料はもともと非課税だが、学校といえども前段階でいろいろな課税を受けるから、どうしてもこういう結果になる。これでは意味がないといわなければならない。やはり、非課税品目については、全段階ゼロ税率の方向で検討すべきだ。今後当然、非課税品目の拡大ということで、何に税金をかけ、何に税金をかけないかという議論は盛んになるはずである。

売上税のときは、非課税品目が51品目にも上ったが、今回はそんなに多くならない。だが食料品に加えて、薬や教育なども同様に全段階非課税にしなければならないだろうし、電車やバスはもちろん、タクシーの運賃、新聞代にまで拡大しなければ野党は納得しないだろう。本当の生活必需品を完全免税にして、消費税の欠点の1つである逆進性を緩和することが必要である。

しかし、この完全免税を実施するには、ゼロ税率を導入する必要に迫られる。それには現行のアバウトな帳簿方式では無理があるから、インボイス方式または税額票制にして、該当するモノやサービスは完全ゼロ税率に踏み切るしかない。だが、これは大変厄介な問題である。

大変厄介な問題というのは、ゼロ税率にしなければ、消費者はまた騙すのかと怒る。税額票方式にすれば、中曽根売上税のときのように中小企業が騒ぐことになるだろう。自民党にとってどちらが恐いかだ。従来なら、組織力のある中小企業が恐かった。しかし、今は圧倒的に消費者のほうが恐い。消費税のおかげで、消費者が力をつけてしまったからである。たぶん、自民党は中小企業を切り捨ててもやらざるを得ないだろう。

大蔵省の説明では、ゼロ税率を採用している国はあまりないというが、そんなことはない。私の調査によると、たくさんある。イタリアは主食、新聞、オランダは新聞、ポルトガルは主食、書籍、新聞、農業投下資本、イギリスは食料品、医薬品、家屋、書籍、新聞などがゼロ税率なのである。

ほかに、アイルランド、トルコ、コロンビア、メキシコもやっている。

(3) 複数税率の導入を考えるか

ここで、消費税と、選挙中に社会党が唱えた「個別限定間接税」の違いを説明しておく必要があるだろう。

消費税にしろ、売上税にしろ、いわゆる大型間接税というのは、流通のすべての段階で網羅的に課税をする多段階課税の税金制度だ。これは応能負担という大原則を無視し、消費の量に応じて課税をしていく方法である。それに対し、個別限定間接税は、担税力に着目し消費の質に応じて税金をかけようというものだ。量に税をかけるか、質にかけるか。根本的な違いがある。

つまり、個別限定間接税は贅沢品、奢侈品に限定して課税するというのだが、自民党は、それなら贅沢品かどうかをどこで線を引くのかと反論している。たしかに、生活様式が今日のように大きく変わってくると、なにが贅沢品なのかは、判断に迷うところがある。昨日の贅沢品が今日の日用品となっている商品もある。

しかし、だれが見ても贅沢品といえる範囲はあるのではないか。例えば1枚200万円の着物は贅沢品だろう。同じく、1個50万円のダイヤモンドなら議論の分かれるところだが、1個200万円ならやはり贅沢品だと断定できるだろう。このように、品目と同時に金額を基準として課税していくのが個別限定間接税で、これは応能負担の原則に合っているとよい。つまり、課税対象を限定しての複数税率の導入なのである。

個別限定間接税と現在の消費税とは根本的に課税理念が違い税哲学が異なる。そして、個別限定間接税のほうが、考え方としては正しい。ヨーロッパで広く実施されている付加価値税というのは、適用税率の区分をみるかぎり実質的な意味において一種の個別減税間接税なのだ。

例えば、フランスでは、標準税率は18.6%だが、高級品は25%の割増税率、新聞、雑誌、書籍、医薬品は7%、飲料水、ワイン、食料品は5.5%の軽減税率となっている。イタリアでは標準税率が18%だが、毛皮、大型乗用車など高級品は38%の割増税率、食用肉、卵、コーヒーなどは9%の軽減税率、魚介類、ミルク、野菜、雑誌、書籍などは2%の特別軽減税率となっている。このように物品の質に応じて複数税率を設けるのは世界の常識であり、日本の消費税のように、一律3%などという例は珍しい。

(4) 不公平の解消に取り組み

以上が、これから議論される消費税問題の大筋だろうが、その中でどういふ形の消費税が生まれるのだろうか。私の見解をいうなら、おそらく、「限りなく廃止に近い大幅見直し」となる可能性が強い。また「2年間凍結」して、その間によりよい税制再改革を目指そうという動きが出てくることも予想される。自民党はそこまで譲歩し、妥協をしなければならないだろう。

さて、消費税がそういう形で決着がついたとき、自民党も野党も次の問題解決に突き進まなければならない。本当は、消費税を見直す前にやるべ

きことなのだが、それはいうまでもなく、不公平税制の是正に他ならない。中でもまず手をつけなければならないのは株式、土地、そして大企業の法人税の空洞化の問題だ。

株式の問題に少し触れるなら、平成元年4月から竹下税制改革によって、株式で得た利益は原則課税になったという。従来は原則非課税だったので、不公平税制が改善されたというのである。だが、実際はとんでもないことになっているのだ。

いままでは、原則非課税といっても継続的取引として年間30回以上で、しかも12万株以上売買した人には、総合課税がかかった。ところが、1989年4月から、その回数制限がなくなってしまう、申告分離課税と源泉分離課税を1回ごとに自由選択できるようになった。源泉分離課税をとれば、株の売買価格の1%を払えばよいということになる。1,000万円の株を売って何百万円を儲けても、所得税は10万円で済む。本当に株式で大儲けをしている大口取引者は以前よりずっと得をすることになったのである。不公平の拡大以外のなにものでもない。

こうした是正すべき不公平税制は枚挙にいとまがない。そして、これを正しい姿に直すなら、消費税などに執着しなくとも、財源は十分にあるといえるのである。1990年代は、こんな税金はいらないのだ。

持てる者と持たざる者との格差が拡大しているアンフェアな社会は、歪んだ政治により作り出されたのだ。不公平な日本社会の大改造のためにも不公平税制の是正こそが緊急課題だ。

1990年の選挙は、消費税が最大の争点といわれたが、いま問われているのは消費税問題にシンボライズされた政治のありようであり、歪んだ政治を改めることなのだという事を自民党も野党も忘れてはならないだろう。

〔付記〕

「税務会計学研究70年の歩み」の1990年代は、激動の税制問題と多様な活躍を展開したため記述すべきことが非常に多くあり、本稿の後に次の記述が続くのであるが、紙幅の関係から、順次別稿に期することにする。

- 不公正税制と闘う税務会計学研究
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代前期・中編——
- 消費税増税の策動と闘う税務会計学研究
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代前期・後編——
- 消費税率アップと闘う税務会計学研究
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代前期・補充編——
- 税制再改革を目指す税務会計学研究
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代後期——